

平成 27 年 10 月 7 日

◎依光委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10 時 0 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10 月 13 日午前 10 時からの委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従ひ、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

#### 《危機管理部》

◎依光委員長 それでは、危機管理部について行います。

最初に、議案について、危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎野々村危機管理部長 総括説明に先立ちまして、まず、職員の懲戒処分について御報告いたします。

当部に所属する職員が、4 月 11 日の夕刻から深夜にかけて、東京都内で飲酒した後、路上に放置されていた自転車を使用したため検挙され、8 月 5 日付で 6 カ月間減給 10 分の 1 の処分となりました。このことは、県民の県政への信頼を大きく裏切るものであり、議会、県民の皆様に対して深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

今回の事態を受けまして、部として、全ての職員一人一人に文書と口頭で法令の遵守についての徹底を行いました。今後、このような不祥事が繰り返されることのないよう、意識や行動の徹底を改めて確認したところです。職員一同が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにし、県民の皆様から県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。

それでは、今回提出しております議案と報告事項についての概要を説明させていただきます。危機管理部からは、補正予算議案 2 件と条例その他議案 1 件、報告事項 1 件です。

議案説明資料の青いインデックス、危機管理部の 1 ページをお開きください。

今回の補正予算は、南海トラフ地震対策の抜本強化、加速化を進めるための予算として、総額 1,933 万 5,000 円の増額をお願いするものです。

1つ目の、発災後の被害状況監視システムの整備につきましては、タナスカ、中の島の石油基地等の地震津波対策の一つとして実施するものです。現在、関係する専門分野の有識者によります検討会では、L1、L2地震による揺れや津波で石油基地がどれだけの被害を受けるか技術的な検討を行っていますが、あわせて、最悪の事態を想定するという危機管理上の観点から、揺れと津波により石油が大量に流出し、浸水した市街地に火災が燃え広がるといった最悪のシナリオを作成し、具体的な対策の洗い出しを行っているところですが、その中で、委員からも御提案がありましたタナスカ、中の島地区も含めた浦戸湾沿岸部を視認することができる監視カメラの設置運用のための整備費用として1,031万4,000円をお願いするものです。

2つ目の応急活動に必要な燃料対策の検討につきましては、発災後必要となる各種の燃料の必要量を調査するためのものです。

これは、ことしの3月に策定されました応急期の被災地支援に係る国の計画でございます。南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画では、発災後4日目からは県外から燃料が供給されることが示されておりますが、応急活動に必要な車両やヘリコプター、また、優先供給しなければならない施設、例えば病院ですとか、県、市町村の災害対策本部などの非常用発電などにより、それまでをどうしのぐのかということを検討するための委託料として902万1,000円をお願いするものです。

次に、条例その他議案として、消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案を提出しています。

次に、報告事項です。説明資料の赤いインデックス、報告事項、南海トラフ地震対策課をお開きください。

現在、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき命を守る対策に最優先で取り組むとともに、応急期初期における助かった命をつなぐ対策も本格的に取り組んでおるところですが、今年度は第2期行動計画の最終年度となることから、これまでの取り組みの総括を行った上で、来年度からの3年間を計画期間とします第3期行動計画を策定することとしています。この第2期行動計画の取り組み総括と、第3期の計画策定に向けた基本的な考え方やポイントを報告させていただきます。いずれも詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきます。

最後に、お手元の資料で審議会経過報告をさせていただきます。お手元の赤いインデックス、審議会等をお願いします。A4横の平成27年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。

6月定例会以降に開催された審議会としては、高知県救急医療協議会のメディカルコントロール専門委員会を9月17日に開催しまして、傷病者を搬送する病院のリストに高知市の1病院を追加しています。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈危機管理・防災課〉

◎依光委員長 初めに、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 それでは、危機管理・防災課の補正予算案について説明させていただきます。議案説明書②の7ページをごらんください。

危機管理・防災課の補正予算額ですが、総額1,933万5,000円です。

右端の説明欄をごらんください。

1の防災情報通信システム管理運営費では、タナスカ、中の島地区にある石油基地の被害状況等を監視するシステムを整備するために委託料と工事請負費用、2番の総合防災対策費では発災時の燃料確保対策を検討するための委託料を計上しています。

補正予算の内容につきまして、議案説明資料で説明させていただきますので、危機管理・防災課の赤いインデックスの2ページをお開きください。

まず、発災後の被害状況監視システムの整備です。上段の課題の欄をごらんください。

タナスカ、中の島地区の石油ガス基地では、南海トラフ地震によって石油が流出し、それに伴って津波火災が発生することを懸念しております。このため、施設の現状、課題、対応策について検討することを目的として、平成25年度に有識者等からなります石油基地等地震・津波対策検討会を設置しまして、これまで4回の検討会を開催しています。

検討会の基本方針としては、発生頻度の高い一定程度の地震、いわゆるL1地震・津波に対しては、被害の発生がほとんどない状態を目指す。発生し得る最大クラスの地震・津波、L2に対しては、甚大な被害が発生しない状態を目指すことを基本方針として検討いただいているところです。この検討会の中で、L1地震の揺れに対する耐震照査、L2地震の揺れに対する耐震照査を実施していますが、石油、ガス施設につきましては、L1地震動の揺れに対しては耐震性があることを確認しています。一方、L2地震動では、全ての施設で貯槽本体につきましては耐震性を有していることが確認できましたけれども、貯槽を支える部分の一部で耐力不足があることが確認されまして、これに対しては、部材の補強対策によって被害の軽減が可能であることが確認されております。

一方、津波に対しては、津波の高さ等からしますと、L1規模では大きな被害はないということですが、L2規模では、石油、ガス施設の一部の流出や、漂流物による施設への被害の可能性があることが確認されています。

検討会では、地形等が似通った気仙沼市等での東日本大震災での被災事例を参考に、石油基地から油が流出した後の浦戸湾における最悪のシナリオも想定して対策を検討することにしてはいますが、委員からは、それぞれの対策には非常に費用も時間も要する。最も効果がありますのは、防波堤ですとか護岸の整備になるんですけども、それには費用も時

間も非常に要する。被害の軽減のためにはソフト対策も含めて対応可能なものは順次実施していくべきであるということをお願いしております。また、こうした対策の検討とあわせて、発災時の応急救助活動を円滑に実施するためには、施設の被害の様子を把握することが重要であるという意見もいただいたところです。南海トラフ地震が発生しますと、県に災害対策本部を設置することになりますが、その際、自衛隊、消防、警察といった応急救助機関につきましては、応急救助機関受援調整所を本部の中に設けまして、その中に入ります。そして、県の災害対策本部と連携して、市町村や関係機関からの情報を把握し、限られた少ない人員や機材を効果的に投入して対策を検討することになります。タナスカ、中の島地区につきましては、長期浸水に加えて、大規模な火災の発生も否定できませんので、なかなか正確な被害状況が把握できないことが想定されます。その対策として、今回、定点カメラを設置しまして、被害状況をリアルに把握したいということです。

右下の図をごらんください。

具体的には、高知市の皿ヶ嶺に定点カメラを設置しまして、タナスカ、中の島地区の映像を県庁に伝送することでリアルタイムに被害状況の把握が可能になります。このことで、限られた人員や機材を効率的に活用したいと思っております。あわせて、タナスカ、中の島地区だけではなく、左のほうに旭地区と記載をしていますが、旭地区などの密集市街地における住宅火災の状況も把握できるのではないかと考えております。事業費としては、監視カメラや通信機器の設置経費と映像情報を県のネットワークに取り組むための設定の経費ということで、委託料と工事請負費ということでお願いをしています。

次に3ページをお開きください。

応急活動に必要な燃料対策の検討です。南海トラフ地震におけます燃料対策につきましては、これまでも国の旧の計画、それから、東日本大震災の教訓等を踏まえて実施してきたところです。

左の下段に、これまでの取り組みというふうに整理をしていますが、例えば①に記載しておりますように、応急救助機関の車両等の燃料確保対策ということで、まずは災害対応給油所の整備促進ということで、これは今年度、消防政策課の予算で、L1浸水区域外の給油所が機材を購入する経費について、市町村と一緒に補助するという取り組みを進めております。

自家用給油取扱所の整備は、昨年度、高知市の南消防署が自家用給油所を整備する際に、あわせて、県もその中に燃料を確保して発災時に応急救助機関の燃料を確保しております。また、今後、高知市の北消防署ですとか、今、お話をいただいておりますのは、南国市消防署とも連携して対応することにしております。

2点目の、②航空燃料につきましては、現在、消防防災課で消防防災航空隊基地への燃料タンク、約40キロリットルの整備を進めています。

もう一点が、今年度の予算ですが、黒潮消防署の敷地内に航空燃料の整備をするということで、今年度、委託料をお願いしています。

3点目では、医療施設や福祉施設等による自家発電機等の整備の促進。これは、それぞれの所管が補助金等を構えて整備を進めています。

4点目に官公庁等の電源確保ということで、県の施設につきましてはそれぞれ災害対応ができるように電源、燃料を確保しています。あわせて、防災行政無線の中継所につきましては、今年度の予算で燃料タンクの増強を図っているところです。

一方、右の上をごらんください。

ことしの3月に南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する国の具体計画が示されました。その中で、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療活動、物資調達の計画に加えて、今回新たに燃料供給に係る計画も示されたところです。県では、この国の具体計画のそれぞれの項目と県の南海トラフ地震対策行動計画のパスがつながるかどうかが、連続性を確認して第3期の行動計画で本格化すべき対策分として整理をすることにしております。特に、燃料につきましては、輸送や救助・救急活動、医療、物資の輸送と、あらゆる場面で非常に必要となるものです。東日本大震災でも応急救助機関は集結したけれども、車両に入れる燃料がなかなかないという報告がっております。国は4日目以降、燃料を順次供給すると、具体的には、優先供給施設には2日目以降から順次入ることにしてはいますがけれども、国から供給されるまでの3日間、県内で何とか持ちこたえられるかどうかについて、ほかの項目に先立ち、今回の補正予算でお願いしたいということです。

調査の内容につきましては、真ん中に記載をしていますが、災害時に必要な車両や航空燃料、医療機関などの重要施設における自家発電用の燃料を悉皆的に調査して推計する。加えて、現時点で供給可能な燃料を把握して、不足する燃料の量を把握したいと考えております。その上で、例えば、備蓄の強化、燃料の調達体制の充実強化を検討していきたいと考えております。事業費はその調査に要する委託経費です。

危機管理・防災課からの説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎西森委員 タナスカの石油基地の関係で、先ほど、課長から最悪のシナリオという言葉もありましたけれども、実際、最悪のシナリオとはどういうものか、まずそこをお聞かせいただければと思います。

◎中岡危機管理・防災課長 この検討会では、L1地震津波、それから、L2地震津波でどういった被害が出るか整理しています。顕著に出てきますのは、揺れに対してはそれぞれにL1では問題はない。L2については、被害は若干あるということがありましたが、津波が浸入する、それから、津波が流出することによって、一番大きいのは、施設から例

えば石油タンクが流れ出る。そのことによって火災が起こる。それが長期浸水とあわせまして市内浸水区域全体に広がるのが想定される、それが最悪シナリオの一番の大きな課題です。

◎西森委員 今回はそれを監視するシステムの補正予算ということで、先ほど課長から、L1は大丈夫だけでもL2は大きな被害の可能性もあると言われたけれども、L2に関してもしっかりと対策するのは最も大事なことだと思っております。抜本対策には費用も時間もかかるということですが、被害が出た後それに対処する労力、また、さまざまな損失を考えた場合に、事前にL2にも対応できるものを早急に対策をしていくことは、ぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 最悪のシナリオに基づきまして、対策の検討案を前回の検討会の中で示しております。具体的に言いますと、防波堤とか護岸の整備です。これが非常に効果があって二重丸という整理をしております。これは高知港の三重防護の事業の促進が一番ですが、事業完成までに長期の時間を要するという事です。あと、事業者への対策としても、石油、ガス施設の安全対策ということで、例えば、いろんな部材について揺れても大丈夫にする。津波が来たとしても流れないようにする対策についてもシナリオの対策案の中に盛り込んでおります。加えまして、対策には短期的にできるもの、中長期のものと整理をしていますが、避難対策、救助対策、それから、高知市とも連携した防災まちづくり対策、それは一部短期にできるものもございまして、そういう短期、中長期なものをできるものから確実にやっていく。中長期の対策であっても、国とも連携して確実に進めていくべきであると検討会からも意見をいただいております。

◎西森委員 実際に試算をされているかどうか分からないですが、費用、スケジュールについての見通しをお聞かせいただければと思います。

◎中岡危機管理・防災課長 先ほど言いました一番下の大きな防潮堤の補強ですが、国土交通省も検討会の事務局として県と一緒に入っています。その中で、三重防護が有効であると言われておりますが、今後、調査検討するという方向性は出ておりますけれども、具体的にいつまでということはまだ出せないという答えをいただいております。ただ、非常に必要性は感じていただいておりますので、取り組むべきであるということはもちろんいただいております。

◎西森委員 ぜひ国のほうにもしっかりと働きかけをしていただいて、ここが、きっちりとL2に対応できているかできていないかで、災害の度合いは大きく変わってくると思います。そこはぜひお願いをしたいと思っております。

◎野々村危機管理部長 本当にL2での護岸の耐震化ができますと被害が大きく軽減できます。本年度の国への政策提言の最重要項目ということで、三重防護の事業化を県が上げておるところでして、当然、津波の浸水対策ということもあるんですけども、浦戸湾の

石油基地の火災対策としても非常に有効な施策ということで、今後も国に向けて働きかけていきたいと考えています。

◎西森委員 それで、システムが予算化されているけれど、この予算に関して一つだけお伺いしたいですけれども、保守料は毎年かかってくるのでしょうか。かかるとすればどれくらいかかってくるのか。

◎中岡危機管理・防災課長 保守につきましては、電源のバッテリー交換に5年間で約20万円ぐらいと、非常にランニングコストは軽微なものです。

◎浜田（英）委員 関連で。皿ヶ嶺定点監視カメラを設置して3.7キロメートル離れたタナスカの正確な被害状況を把握するということですが、例えば、県警のヘリコプターテレビ中継システムは、上空から車両ナンバーとか逃走する犯人の顔まできれいに把握できますが、この1,000万円クラスのカメラで、3.7キロメートル離れた、例えば、このタンクのあそこに穴があいているということまで把握できるわけですか。

◎中岡危機管理・防災課長 今回検討しておりますのは30倍で見えることになっております。ただ、委員の言われましたように、穴があいているところまではなかなか難しい。要は、地区全体の被害の様子を把握するという意味でやりますので、そこまでの精度は、多分技術的にはできるんだろうと思いますけれども、コストもかかりますし、逆にそこまでの把握をしても対策にはなかなか結びつかないのではないかなど。全容を把握することを考えています。

◎浜田（英）委員 やはり現場を踏査して、今は、例えばスマートフォンで動画をすぐ送ることができるようになっていきますので、フェイスブックとかLINEを庁内でも設定しておいて、それから、高知市の災害危機管理課が、今度、明電舎のポータブルを入れましたよね。ああいうのは各土木事務所に入っている地域本部が持っていたらいろんな情報をやりとりできますので、むしろ、あそこら辺の町が燃えているというよりは、正確な現場からの写真が撮れますので、そんなことも考えていただきたいです。

◎中岡危機管理・防災課長 委員の言われましたように、いろんなツールを使って災害情報を把握するのは非常に重要と思っております。ただ、タナスカ、中の島地区につきましては、2メートル以上の浸水が、現状では44日から67日で、いろんな対策をしますとそれが短縮できますけれども、それだけの長い期間あるということですので、現場になかなか近づくことができないところが一番のネックでして、この遠くからのカメラに至ったわけです。

◎浜田（英）委員 それと、カメラの設置費用、ネットワークの設定料もこの中に入っているんですが、防災作戦室のモニターも古いと思いますけれども、そろそろ4Kクラスの大きなモニターを据えないと、今度は倍率が高くなったらきれいに見えませんよ。

◎中岡危機管理・防災課長 防災作戦室のモニターは確かにかなり古くなっておりまして、

今年度やりかえるようにしています。

◎坂本（茂）委員 一つは、正確かつ迅速な情報把握をして、その効果として迅速かつ的確な応急救助活動が可能になるとあるが、どこまで可能になるのか、見通しが立っているかどうか。情報は把握できたとして、危機的な状況、応急救助活動しなければならないというときに、この間、消防水陸両用車の話があったけれども、それだけでは無理なこともあるでしょうし、どういう形で応急救助活動をするのかという方向性を明確にしてもらいたいというのが一つ。

もう一つは、三重防護の問題を言われましたけれど、土木部の進捗状況がおくれているんじゃないかと思うんです。地元に対して説明会をやるとか言いながら、それがされずに来ているんです。何かする上で国土交通省との合意が十分にできてないとかどうとかいう感じです。これは土木部ですから、危機管理部に聞いてもわからないかもしれませんが、もしわかれば教えていただきたいというのが2点目。

もう一つは、この監視装置は日常的にも監視しているということで、単に発災後の津波火災の問題だけじゃなくて、風水害のときにも効果を発揮するという位置づけでやられているのかどうかということの3点。

◎中岡危機管理・防災課長 まず1点目、応急救助機関の活動です。応急救助機関につきましては、これまでも、県と応急救助機関、自衛隊、消防、警察、海上保安庁、いろんなところが入った応急救助機関の連絡会で議論を重ねています。昨年度は航空ヘリの活動に対する計画をつくりました。今年度は、ヘリ以外も含めました受援計画をつくっています。それは自衛隊、消防が発災直後にどう動くのかということ踏まえてつくっております。ただ、計画はできましたが、それは県の本部の訓練とか、総合防災訓練といった中で順次流していかないと、ここには効果的な効率的な活動を実施すると明記しましたが、やはり訓練なりの中で、具体的に詰めていかないとなかなか現実のものにはならないと思います。ただ、被災状況を把握するのがいろんな災害対応への大前提ですので、十分にそれを生かせられると考えています。

2点目、土木部のところですので、3番目の日常の部分ですが、今回は見える範囲がタサカから県の北側になりますけれども、当然、風水害のときにも活用できると考えておりますし、航空隊からは、空の雲の状況が日常的に見えるとヘリの活動に非常に有効だということもいただいておりますので、実際に運用の中でいろいろな使い方は検討していきたいと思っています。

◎野々村危機管理部長 浦戸湾の三重防護に関しては、平成28年度から国の事業採択を目指すという流れで今の行動計画ができておまして、今のところ予定から極端におくれたということではありません。地元の説明会等の部分は別として、国の事業化は、まだ来年度やると確定したわけじゃないですけども、それに向けて動いています。

◎坂本（茂）委員 応急救助機関の訓練をやるにしても、実際そのときにどれだけ救助機関の動員ができるか、被害状況によってということもあるでしょうし、そういうことも含めて、今後、津波火災の救助訓練の計画はあるのかどうか。例えば、今、長期浸水の救助訓練は警察、高知市、消防が一緒になって鏡川でやっていますけれども。

◎野々村危機管理部長 訓練というよりも、その前段で、高知市、消防、自衛隊、警察も含めまして、長期浸水区域の救助・救出の検討会を設けて、現在、具体的なことを検討しているところです。その中で、この課題も検討課題として、実際にどうやってやるというのは現場サイドも一緒になって検討していかなければならないと思っています。その中で、とにかく情報が入れば、ほかの救助に優先してこちらに当たるという方向性を出して検討することになると思います。どこまで具体的なことが打ち出せるかはちょっとわかりませんが、そういう検討を開始していける土台になると思っています。

◎坂本（茂）委員 最後です。今そういう救助に向けた議論がされておるということですが、2月議会のときに私が言った、そういう計画を策定するときに現場の不安にどうこたえていくのかということを含めて、現場の声を聞いてくださいということですが、そういう動きが一切ない状況で、潮江、あるいは下知という長期浸水地域になるところの声を聞くのはどの段階になるのか。

◎野々村危機管理部長 これは高知市と協議しなければならない項目で、いつごろになるという部分は現時点ではお答えすることができませんが、現在、検討会で具体的な検討をしておるところで、そこである程度お示しできるものが整理できた段階で意見を聞く場も構えなければならない。さきの2月議会のときにそういうお話もしていますが、そうなると思います。

◎西森委員 先ほど、坂本委員の話の中で、監視システムが日常的にも活用できるという話がありましたけれども、そうなったときにプライバシーに関してルールづくりも必要なのかなと思っていますが、どうお考えでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 県内におきましても、例えば、高知市消防とかマスコミも当然あります。国土交通省も設置しております。他県でもこういう高所カメラを設置しているところがございますので、そういったところの実際の運用もお聞きして、しっかりしたルールはつくりたいと考えております。

◎西森委員 最後に。設置場所は山の上で、大部分が見えるのは相当高い施設になると思いますけれども、例えば、地すべりする地域。当然調査はしているでしょうけれども、そのところは大丈夫ですか。

◎中岡危機管理・防災課長 今、鉄塔が建ってしまっていて、そこに河川のカメラがついております。そこに付けさせていただきたいと思っております、地盤的にも大丈夫だと認識しております。

◎西森委員 L2でも傾いて映像が見られないことはないですね。

◎中岡危機管理・防災課長 ないと考えております。

◎桑名委員 中の島地区のことですけれども、ここでは漂流物による施設への被害の可能性もと書いているんですが、今、堀川のところに廃船がありますよね。あの船を撤去しないと、幾ら強い護岸をつくっても船が暴れ出したら大変だと思うんですが、それは検討されているんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 先ほど被災シナリオをもとにした対策の検討を幾つか並べておると説明させていただきました。桑名委員の言われました廃船については、現在、具体的には明記していませんが、当然、浮遊物が流れ出したタンクとまざり合って火災が発生することを想定していますので、船も含めてそこを検討したいと思います。

◎桑名委員 稲荷町とか青柳の住民から結構言われるんです。今、あそこで工事が始まったけれども、船が暴れ出したらあんな工事をしたって何の意味もないと。ぜひそれを考えないといけないと思うんですが。

◎中岡危機管理・防災課長 項目の中に沈廃船の処理ということで、沈廃船や所有者不明船などの放置艇を撤去するという項目も設けておりますので、そこをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

◎桑名委員 あの船は相当大きな船ですので、土木部と検討して、早急に撤去をお願いしたいと思います。要請しておきます。

◎依光委員長 よろしいですか。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈消防政策課〉

◎依光委員長 次に、消防政策課の説明を求めます。

◎土居消防政策課長 消防政策課からは工事請負契約議案が1件ございます。右上に③とあります条例その他議案書の15ページをごらんください。議案番号第10号、消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案です。契約金額は7億5,384万円。契約の相手方は、宮崎・第一特定建設工事共同企業体、完成期限は平成28年9月9日となっております。

それでは、今回の建築工事の概要について御説明します。議案説明資料、危機管理部の消防政策課のインデックスのページをお願いします。高知龍馬空港にあります航空隊基地は、平成24年12月に県が公表しました南海トラフの巨大地震による津波浸水予測で、最大規模の地震による津波でおよそ4メートルの津波が想定されています。こうしたことから、現在の基地の北側の土地、約6,500平方メートルを5メートルほどかさ上げし、新しい基地を整備するものです。資料の上の写真のように、昨年から行っておりましたかさ上

げ工事は9月に完了しました。このかさ上げした土地に消防防災航空隊と県警航空隊の格納庫と事務所を建築するものです。

工事の概要ですが、資料の中ほどの平面図と一番下にあります立面図、右側の枠囲みの工事概要をごらんください。平面図で黄色く着色しているところが、新しくかさ上げした航空隊の基地となるところで、今回の契約で建築する部分につきましては青く着色しております。

左から順に、③県警の航空隊格納庫、鉄骨づくり2階建て、面積549.31平方メートル。その隣が④警察・消防の事務所棟、鉄筋コンクリートづくり2階建て、面積526.07平方メートル。事務所棟につきましては、建物は1つですが、内壁で分けるようにしております。次に、①りょうまの格納庫で、鉄骨づくり2階建て、面積583.97平方メートルとなっております。3つの建物につきましては新築するものです。

右端の②おとめの格納庫、鉄骨づくり2階建て、600.15平方メートルにつきましては、現在の格納庫を解体、移築することとなっております。おとめの格納庫につきましては、昨年4月に完成したのですが、建築する段階で、今回のかさ上げ造成地への移転の計画がございましたので、解体、移築できる設計で建築しているためです。

次に、⑤エプロン張出部、鉄骨づくりににつきましては、ヘリが離発着するために必要な施設で、一番下に立面図を載せておりますが、かさ上げした造成地と同じ高さとなるよう鉄骨の柱を組み、その上にアルミボードを支える形状となっているものです。ヘリの運行に関しては、新しい基地の建築完了後、引っ越しが終わりましてから現在の基地を取り壊すこととしておりますので、運行そのものに支障はございません。

以上で、説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 事務所は1階部分へ防災航空隊が入って、2階は県警ということでしょうか。

◎土居消防政策課長 事務所は西側が県警の事務所、東側が消防防災航空隊の事務所となっております。

◎浜田（英）委員 事務所を半分に壁で仕切って、1階、2階部分それぞれを使えるようにするということですね。

◎土居消防政策課長 そのとおりです。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

続いて、危機管理部より「南海トラフ地震対策行動計画について、第2期行動計画の総

括と第3期行動計画の骨子」に関する報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈南海トラフ地震対策課〉

◎依光委員長 それでは、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 南海トラフ地震対策行動計画について、現在作業を進めています第2期行動計画の総括と、第3期行動計画の骨子、考え方につきまして説明をさせていただきます。

報告資料の赤のインデックス、南海トラフ地震対策課の資料をお開きください。

まず、第2期行動計画の総括の案です。本年度につきましては、計画最終年度となりますため、第2期の取り組みについて総括をしっかり行う必要がございます。そして、来年度から施行となります第3期行動計画につなげていくことになります。

一番上の枠囲みの部分です。第2期行動計画を平成25年に策定しまして、その時点では183項目を位置づけていましたが、毎年見直しを行い、現時点では226項目を位置づけています。総括の方法としては、226全ての項目につきまして、目標の達成状況、そして、目標設定のあり方に問題はなかったのか検証するとともに、今後の対応について整理を行います。

次のページをあけていただきます。これは、命を守る対策において、取り組みが完了または成果が数値化できるものについて、今年度末の目標の達成状況を8月時点で取りまとめたものです。赤字が完了または目標達成できる見込みのもの。黒字は、目標達成が困難なものとなっています。赤字の取り組みにつきましては、次のステップの検討が必要となりまして、黒字の取り組みにつきましては、目標達成のための課題に対してのアプローチの検討が必要となってまいります。

次のページをあけていただきます。命をつなぐ対策、そして、生活を立ち上げる対策についても同様に示しています。これらの3つの対策は列車に見立てています。列車の大きさで重点を図った状況が明らかになります。また、赤字と黒字で進捗状況を示すことにより、成果と課題が明確になったと考えています。

1ページ目にお戻りいただきます。それぞれのステージにおけます取り組みと成果、そして課題につきまして、先ほどの個々の取り組みを踏まえて総括した資料になります。命を守る対策の取り組みの成果としましては、最大クラスの津波を想定し、最優先で取り組みました結果、避難路・避難場所や津波避難タワーなどの津波避難空間の整備について一定のめどが立つとともに、揺れから命を守るため、公共施設の耐震化など強力に進めていまして、こうした取り組みはおおむね完了する予定です。

その下、見えてきた課題です。県民の防災意識のさらなる向上、そして、これまで整備してきた避難空間を一人一人が使いこなして確実に逃げきれるよう地域で対策の徹底を図

る必要があります。

次に、命をつなぐ対策の取り組みの成果です。迅速な応急活動を展開するため、県内8カ所の総合防災拠点の整備。これらの拠点や市町村役場などへのルートにおける道路啓開計画の策定。より負傷者に近い場所で医療活動を行う前方展開型の医療救護活動の考え方を盛り込んだ県計画の改定など、発災後からおおむね3日間にわたる応急期初期の対策を本格化させてまいりました。見えてきた課題としましては、これまでの取り組みをさらに強化しつつ、発災後3日目以降の対策につきましても、地域の実情に沿ったきめ細かな取り組みをさらに掘り下げて具体化していく必要があります。

次に、右端、生活を立ち上げる対策の取り組みの成果です。速やかな復旧・復興に向けて、復興の基本的な考え方の整理や復興まちづくりの手続を整理した都市計画の指針の策定などの対策に着手したところです。見えてきた課題につきましては、復興の考え方、そして、指針を実効性のあるものとするため、具体的な施策につなげるための基盤を固める必要があると考えています。見えてきた課題につきましては、このほかにもたくさんございますが、主なもので整理しています。

以上が、8月時点のデータをもって整理した総括です。このような形で総括を行いまして、南海トラフ地震対策全体が、何がどこまで進んだのか、これから何をしなければいけないのかといったことが、行政だけでなく県民の皆様にも御理解いただけるように整理をしております。

続きまして、資料の4枚目をごらんいただきます。第3期行動計画の策定の基本的な考え方について説明をさせていただきます。まず、南海トラフ地震対策の基本理念、これは高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の基本理念に沿ったものです。その下は、本年度末までの第2期行動計画のポイントです。その下、第3期行動計画の基本方針については、第2期行動計画の基本方針を踏襲しつつ、第2期の総括により明らかになった課題を反映させてまいります。第2期行動計画の基本方針は、東日本大震災の教訓や最新の知見に基づいた被害想定を踏まえ、最大クラスと発生頻度の高い一定規模の異なる2つの地震を前提に、対策に幅を持たせる、命を守る対策を最優先に取り組むものです。

一番下になります第3期行動計画のポイントとして5つお示ししています。

1点目は、第2期行動計画による取り組みの進捗を踏まえ、新たな目標や第3期行動計画における減災目標を明確にします。

2点目です。8月に策定した南海トラフ地震による起きてはならない最悪の事態に備えるための高知県強靱化計画のアクションプランとして、必要な取り組みを位置づけてまいります。例えば、国にお願いすべき地震のメカニズムの解明、民間の皆様と協力いただく金融機関の業務継続計画、継続体制の強化など施策の位置づけを検討して、県レベルで対応が困難なものについては、他県と連携して国に対して提言を行うことも必要と考えてい

ます。

3点目、発災直後から応急期にかけて国が行う被災地への支援活動等を定めた国の具体計画を踏まえて、国や他県の支援が各地域に届くように、例えば県外からの支援物資の輸送に係る計画策定など必要な施策を位置づけます。

4点目です。それぞれの施策はどういった施策の前提となっているか。例えば県民の防災意識の向上に係る啓発は県民の防災意識がなければ地域の津波避難計画の実効性が担保できないものになります。このように、他部局との関連も含めて関連する施策を常に意識しながら取り組む必要があると考えています。

最後に、5点目です。地域での対策の実効性を確保するために住民の皆様と一緒に地域津波避難計画に基づいた現地での点検など、各地域本部が中心となって地域に根差した取り組みを強化します。

こうした基本方針と5つのポイントを踏まえて、年度内に第3期行動計画を策定してまいりたいと考えています。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 先ほども坂本委員からあったんですけれども、具体的にこの行動計画を見直して総括していく上で、地域の方々の声をしっかりと把握する必要があると思うんですけれども、予定しているものはあるんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 現在、基本的にはパブリックコメントで、県民の皆様の意見を聞くこととしています。そのほかにも県市の連携会議とか、担当者会等によって出ました意見を各部局が必要なものはしっかりと位置づける方向で考えています。

◎吉良委員 机上の計画を紙面で確認する、あるいは数値で。しかし、実際、現場へ行って話をすると随分と違うこともあるかもしれませんよね。そこら辺の乖離を防ぐために一定聴取するようなものがパブリックコメント以外に必要だと思うんですけれど。

◎野々村危機管理部長 その点は、第2期行動計画の総括だけの話ではなしに、現在、地域本部が地域に入って、地域の皆さん方と色々な活動を一緒にやっています。そういう中で、県庁の中で考えた行動計画の対策がちゃんと回っているという部分を、地域本部が市町村や地域の皆さんの声もお聞かせいただきながら、全ての対策を点検していきまして、そういう中から地域の声をしっかりと聞かせていただいて、対策を掘り下げていくという形を考えています。

◎浜田（英）委員 3ページの生活を立ち上げるというところで、復興のところ、下の災害廃棄物処理計画バージョン2、それから応急仮設住宅供給計画、この2つが作成中になっていますけれども、例えば災害震災瓦れきの最終処分ということになると、大変な焼却施設も構えないといけない。東日本大震災は、我々が考えたより短時間で処理ができた

んじゃないかと思っています。この計画の中へは、最終処分の段階まで全部計画を盛り込むおつもりですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 現在、応急期に必要な機能配置計画を市町村ごとにつくるような動きをしています。これとも関連をするかと思っています。その中で、廃棄物処理計画については、現在、L2のものに向けてバージョン2の作成中であると思っています。例えば県内で完結できない部分については、県外に協力していただく、そういう面も含めて行動計画の中にしっかり位置づけをしていく必要があると思っています。

◎浜田（英）委員 本県は非常に土地が狭いところで、最終処分をするような場所もなかなかないような自治体もある。広域連携を当然考えてやっていかないといけないでしょうけれども、2年以内につくるとか、来年度中につくるとか、大体のめどは立っていますか。

市町村と連携しながらやらないといけないですね。県が勝手にここへ最終処分場をつくるというわけにはいかないでしょうから、当然、時間がかかると思います。

◎野々村危機管理部長 具体的にいつまでというのはまだ把握していませんけれども、先ほど言われたようにL2になってきますと、市町村では恐らく処理できませんので、それを広域でどうやって処理するのかという計画になっていくと思うんですけども、まだそういう検討をしている途中です。

◎桑名委員 先般、委員会で九州の緊急物資輸送センターに行ってきました。本課からも行ってもらっているんですけども、帰って来てどんな検討がなされたのか。高知県でもああいっただ基地が必要なかどうか、もし検討されていたら御報告をお願いしたいと思います。

◎中岡危機管理・防災課長 高知県の場合も県のトラック協会と緊急物資の輸送について協定を結んでいます。平成8年ぐらいだと思います。ただ、具体的にトラック協会がどう動くのか、県との関係はどうかというところまでは全然至っていません。国の具体計画でいろんな物資なんかにつきましては、プッシュ型で4日目以降に入ってくるということとして、それが県の動きとどうリンクするかというのは、今後検討することになっています。その中で、見させていただきました福岡県のトラック協会は、福岡県に聞きますと、県と特に協議をしているわけではないということでしたが、独自の取り組みとしてああいっただ施設をつくられて、自分たちが国とか県から要請があったら速やかに物資を搬送するという、非常にいい取り組みではないかと思いました。ただ、高知県の場合は今、県の総合防災拠点が8つありますが、そのうちの7つで物資について、集積、仕分けをすることになっています。具体的に運営のマニュアル等もつくりまして、来年度以降訓練なんかもしていくことにしまして、その中で果たして7つの大きな拠点だけでいいのか、ひょっとしたらサブの拠点がいるのかという検討をしていきたいというところを危機管理部の中で協議をしたところでした。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

#### 《健康政策部》

◎依光委員長 次に、健康政策部について行います。

最初に、議案について、健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 それでは、総括の説明をさせていただきます。健康政策部の議案は、一般会計の補正予算と条例その他議案が2件です。

お手元の資料②、議案説明書（補正予算）の8ページをお願いします。健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですけれども、総額で9億1,600万円余の増額補正をお願いするものです。

まず、医療政策課ですけれども、地域医療介護総合確保基金積立金について、国の配分額に応じて増額補正を計上しており、この基金を活用した事業を実施していきます。具体的には、地域医療構想の策定に当たり、入院患者それぞれのQOLに適した療養環境を確保するため、特に多い療養病床の入院患者の実態を調査する経費などを計上しています。また、地震等大規模災害時に医療救護活動を迅速かつ円滑に行うことができるよう、医療機関等の施設や設備・備品等の整備に対する支援をしていますが、医療機関からの要望が当初の想定を大幅に上回る見込みとなったため、増額補正を計上しています。

次に、食品・衛生課ですが、今後、猫の譲渡事業をさらに推進していくため、小動物管理センターの猫室の改修など、飼養環境の整備に要する経費を計上しています。

次に、繰越明許費についてですが、9ページをお願いします。

健康長寿政策課ですが、幡多総合庁舎の車庫改修工事において、庁舎本体の耐震改修工事の工期延長に伴い着工時期がおくれ、年度内の完成が見込めないため繰り越しをお願いするものです。

次に、条例その他議案について御説明します。④の議案説明書（条例その他）の1ページ目をお願いします。2件あります。

まず1つ目は、一番上にあります高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案ですが、食品衛生法の規定に基づき、県が定めることができる公衆衛生上講ずべき措置に関する基準について、国の指針が改正されたことに伴い、従来基準に加え、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準を追加するとともに、引用規定の整理等を行うものです。

2つ目は、8番目、説明の中ほどですけれども、保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事を

施工するための請負契約の締結について審議をお願いするものです。

最後に、部で所管します審議会の開催状況について御説明をします。お手元のA4横の資料です。平成27年度各種審議会における審議経過等一覧表です。この一覧表のうち、平成27年6月定例会開催以降、10月6日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成27年10月と書いて下線を引いています。高知県医療審議会、医療法人部会など5件です。お手元の一覧表に主な審議項目と決定事項などを記載していますので御確認をお願いします。また各審議会の委員名簿につきましては、資料の後ろにつけています。それぞれ詳細につきましては、担当課長から御説明をします。

以上で、総括の説明を終わります。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈健康長寿政策課〉

◎依光委員長 初めに、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎中島健康長寿政策課長 当課からは、第1号、平成27年度一般会計補正予算と、第11号、保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事請負契約の締結に関する議案の審議をお願いします。

まず、お手元の資料②、平成27年9月高知県議会定例会議案説明書の9ページをお開きください。繰越明許費についてです。保健福祉総務費につきましては、現在行っております幡多総合庁舎耐震補強その他改修工事におきまして、追加工事が発生したことから工期が3カ月延長することとなりました。この影響によりまして、庁舎改修後に行う予定でありました車庫改修工事の発注がおくれることとなり、当該工事の6カ月の工期が年度内に確保できないことから、今回繰り越しをお願いするものです。

続きまして、資料③条例その他議案の16ページをお願いします。第11号議案、保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事請負契約の締結に関する議案です。契約の概要につきましては、一般競争入札を行いまして、契約金額5億1,624万円で、日化・ヨシカワ特定建設工事共同企業体と契約を締結しようとするものです。完成期限は平成31年1月31日となっております。工事の概要につきましては、さきの6月の当委員会で御報告させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈医療政策課〉

◎依光委員長 次に、医療政策課の説明を求めます。

◎川内医療政策課長 当課からは、9億1,379万円の増額補正予算の審議をお願いします。

お手元の②、補正予算の 11 ページをお願いします。

歳出予算ですが、議案の順に沿いまして、1 の保健医療計画推進事業費から御説明します。この事業の具体につきましては、青のインデックス、健康政策部の医療政策課の 1 ページをお願いします。

まず、地域医療構想と地域医療介護総合確保基金について御説明します。資料上段の概要ですが、地域医療構想につきましては、一般質問でも御説明をさせていただきましたが、社会保障制度改革の一環として昨年成立しました医療介護総合確保推進法によります医療法の改正によって、2025 年に向けた医療提供体制のあるべき姿を示すため、都道府県において地域医療構想を策定することとされたものです。この地域医療構想では、高齢化に伴う医療ニーズの増大や医療技術の高度化等に対応するため、医療資源を効果的かつ効率的に活用し、急性期から回復期、療養、在宅までの流れを構築できるよう、病床の機能分化と連携を進めることになっております。本県では、ことし 5 月に開催した高知県医療審議会におきまして、地域医療構想策定ワーキンググループの設置が承認されております。この紙の一番下のスケジュールのところに記載をしています第 1 回目のワーキンググループを 8 月 12 日に開催して、平成 28 年度の策定を目指して検討を進めております。この病床の機能分化につきましては、左側の表をごらんいただければと思いますが、現時点での県内の高度急性期から慢性期までの病床数と、2025 年に必要と推計される病床数を記載しております。2025 年の推計ですが、医療法及び省令、告示に規定をされている推計方法を用いて算出したものです。2014 年報告とあるものは、この法改正で昨年 10 月に施行された病床機能報告制度によりまして、各病院と有床診療所が、それぞれの施設の機能が 4 つの機能のどれに該当するかを病棟単位で判断して県へ報告した病床数です。これによりますと、2025 年には、慢性期を中心に病床数全体で、現在より 3,600 床余り少ない数字になる一方で、回復期に関しては、現状より 1,700 床足りないことが見込まれております。国の推計方法につきましては、慢性期では、特に療養病床の入院受療率の都道府県ごとの地域差を縮小する方向で設定されたので非常に厳しいものですが、単純に病床を減らすということではなく、患者の追い出しにつながらないように、患者の状態像にふさわしい受け皿整備を行っていく必要がございます。

次に、地域医療介護総合確保基金です。こちらでも昨年成立した医療介護総合確保促進法に基づきまして、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を目的として、昨年度、県に造成した基金です。財源は消費税増収分を国・県 2 対 1 の割合で充てております。今後、県では、毎年度基金事業の計画を作成し、これに基づいた事業を実施していくこととしておりまして、地域医療構想や保健医療計画、また介護保険事業支援計画との整合性を確保することとしております。昨年度の基金事業につきましては、資料の中ほどの左側にございますように、大きく対象事業が 3 つに分かれており

ますが、そのうち、2の居宅等における医療の提供に関する事業や、3の医療従事者の確保に関する事業を実施しております。

これらを踏まえまして、今回提出しております補正予算による事業を御説明します。今回計上した事業は、この基金の対象事業で言いますと、1の地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業に分類されるものです。構想自体はまだ策定段階ですけれども、必要性が高く、また対応が急がれる事業について、関係者や国との協議を経て、先行的に実施をしていくものです。

この中段の右側をごらんいただければと思います。まず、①の地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金216万円ですが、地域における各医療機関の電子カルテなどの医療情報の連携を可能とするため、ネットワークシステムの構築に要する経費を支援するものです。今後、病床機能の分化を進めることで、医療情報の連携がより一層必要となることが見込まれておりますので、本年度から先行的に着手するものです。

②の病床機能分化促進事業費補助金1,080万円ですが、先ほどの地域医療構想で御説明しましたけれども、県内の機能別の病床数の推計では、回復期病床の不足が見込まれております。そのため、回復期病床の整備のために他の病床機能から回復期への転換に要する経費に対して支援をすることとして、本年度は、特に設備整備への助成として1,080万円を計上しておるものです。

次に、③の療養病床実態調査委託料180万4,000円です。病床機能別の推計では、今後、慢性期の過剰が見込まれておりますけれども、本県の実情を踏まえて、患者のそれぞれのQOLに適した療養環境を確保するために、療養病床の入院患者の実態調査を行いまして、どのような状態像にあるのか、ふさわしい施設の類型は何なのか、また、その患者の所得の状態などを調査して、地域医療構想に反映していきたいと考えております。

以上が、保健医療計画推進事業費です。

それでは、議案説明書の②に戻っていただきまして、2の災害医療救護体制整備事業費及び医療機関等災害対策強化事業費補助金2,798万7,000円について御説明をします。議案参考資料の医療政策課の2ページをお願いします。この補助金は、医療機関等が患者及び職員の安全の確保や医療救護活動を迅速かつ円滑に行うために必要となる施設等の整備に対して助成するものです。平成25年度から実施をしておりまして、医療機関や市町村、医師会において御活用をいただいております。衛星携帯電話や自家発電機などの整備に支援をさせていただいております。本年度は当初予算に約5,000万円を計上しておりましたけれども、昨年末に前方展開型の医療救護活動の実現を柱に災害時医療救護計画を改定しまして、これを県下各地域の説明会で体制の整備の必要性を呼びかけましたところ、予算を大幅に上回る御要望をいただきました。このため、年度内に実施が確実と思われる事業につきまして、今回、補正予算を計上させていただいております。なお、財源につきまし

ては、本年度で終了予定の地域医療再生基金の他事業の執行見込残を充てることとしております。

最後に、議案説明書②の 11 ページの一番下の 3 の地域医療介護総合確保基金積立金、8 億 7,100 万円余りです。本基金の平成 27 年度計画につきまして、一部の事業が平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年にわたるもので、後年度に実施する事業費分も含めて国から内示がございましたので、当初予算に加えて補正予算を計上して積み立てをするものです。なお、この基金につきましては、医療提供体制に係る 6 億 7,200 万円、介護提供体制に要する 1 億 9,700 万円と運用益で構成されております。介護分の執行予算につきましては、地域福祉部から御説明します。

医療政策課からは以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎大野委員 3 点ほどお伺いさせていただきます。

介護の療養病床の削減は、まだ継続されておるのかというのが 1 つと、あと、今度の実態調査の委託先、どういったところが候補にあるかということと、あと、山間部の病院、市部の病院とかいろいろ調査先があると思いますが、そのエリアというのを、お聞かせいただきたい。

◎川内医療政策課長 介護療養病床につきましては、平成 29 年度末の廃止が法律で定められております。当初、平成 23 年度末と言っていたものが 6 年先延ばしになっております。この方針は、国としては、現時点では変更はないようです。ただ、現在の介護療養病床が、他の病床ないしは介護施設への転換ができずに残ってしまう可能性も課題として挙がっております。

それと、地域医療構想等による病床機能分化も相まって、国のほうで、療養病床のあり方等に関する検討会が 7 月から行われております。これについては、国の予定としては、年内に今後の新たな施設の類型も含めた方向性を示した上で、法改正等が必要になるものについては、平成 29 年の通常国会に入れていく。そして、平成 30 年に医療と介護の診療報酬・介護報酬同時改定がございますので、そこで具体的な類型等を決めていく予定でいるようですので、お答えとしては、現時点では、全体は予定どおりという動きです。

もう一点の療養病床実態調査の委託先ですけれども、現時点では、高知医療再生機構を予定しております。現在も脳卒中の患者の実態調査などを委託しております。この調査の実施設計から実施、集計に至るまで迅速に実施できる機関だと考えております。ただし、今回、一般質問でも御質問がありましたように、その分析につきましては、委託業務の中には含まれておりませんので、県のほうで、しっかりと関係者の御意見も踏まえて分析をしたいと考えております。

それと、調査の対象ですけれども、療養病床を有している医療機関は、医療の療養病床・

介護療養病床を含めて両方対象としています。診療所の療養病床もございますので、そちらの施設と入院されている患者を対象に実施する予定です。

◎**浜田（英）委員** 慢性期の長期療養病床も高知市への偏在が一番のポイントになると思うんですが、9,877床というのは平成15年度ぐらいの調査じゃなかったかと思いますが、単純に考えて、この3,600床ぐらいの数字だったら、大体、高知市の療養型病床を削減する方向ととらえていいですか。

◎**川内医療政策課長** 地域医療構想は、県内を幾つかの構想区域に分けて、構想区域ごとに高度急性期から慢性期までの必要病床数を設定することになります。この構想区域は、現在の二次医療圏を基本として設定をすることになりますので、その方向で検討しております。現在の二次医療圏別で見ますと、慢性期の区分については、全ての医療圏で過剰となる様子です。当然、高知市を含む中央医療圏での機能分化もさることながら、他の医療圏でも、回復期や介護施設への転換を同様に考えていかなくはなりません。中央医療圏が慢性期の過剰が最も多くなっておりますので、この機能分化をどうしていくかということも大きな課題です。

◎**浜田（英）委員** 二次医療圏、東部も西部も含めて一定削減の対象になっていくということですよ。回復期が将来足りないという御報告ですけれども、慢性期の長期療養型の病床分を回復期に転換できるんですか。

◎**川内医療政策課長** 地域医療構想を策定した後は、過剰となっている医療機能への転換についてはすぐにはできず、まず調整会議などでの協議が必要になってきますけれども、過剰でない病床機能への転換は可能になってきます。今回、補正予算で回復期への転換を促進するための補助事業を設定しておりますけれども、回復期も一定枠がありますので、早い者勝ちになってもいけませんので、執行に当たっては、特に病床をつつくとということが現実問題になった場合は、各医療圏での調整の仕組みが必要になってくると考えております。

◎**浜田（英）委員** 病院経営とも大きくかかわってきますし、例えば、高度急性期なんかやったほうが非常に病院としてはもうけがいいと聞いております。そんなことを含めて、どこまで了承してくれるのか非常に心配もしています。高知医療再生機構に全てをお任せするのではなくて、県としてもここまでやるぞという方向性は示した上で、高知医療再生機構にお願いをするわけですよ。

◎**川内医療政策課長** 今回、高知医療再生機構に委託をしますのは、療養病床の実態調査の実施の部分ですので、療養病床をどのように転換・機能分化していくかということと、調査の結果の分析は、県ないしは8月にスタートしました地域医療構想のワーキンググループでしっかり議論していきます。そういう分担でやっております。

◎**吉良委員** まだ策定中なんで、余り先々言われても非常に困るわけですが、地域医

療構想の策定に先行して今回実施するというのが、ちょっと腑に落ちないです。例えば、3点目の、療養病床は今、実態を調査している。ところが、回復期は既に予算を計上して、1,080万円補助金を使ってやるというのは、整合性がちょっととれないような気がするんです。実質的にこの基金を使って先取りで誘導しているんじゃないかととらえることもできるわけです。ここは、どういう判断で回復期のみ先行してということになったのか。

◎山本健康政策部長 この基金自体は昨年度からできていまして、特にことは国の予算で一番がついています。ここを重点的に積みなさいということで億単位のお金が県に来ますので、はっきり言えば枠をとりました。枠をとる中で、回復期は必ず転換が必要ですので、ことは一千何がし、全体では6億円のお金があって、それは来年度以降です。ですから、これは頭出しととらえていただければ結構かと思います。療養病床の調査は、これからの受け皿をつくる、どう転換していくかということに対して、これがないと議論ができませんので調査をします。先にやっているじゃないかということに対しては、先ほども言いましたように、枠で予算をとりますし、実際は早い者勝ちになったら困りますので、調整してからやります。動くのは後の話です。

◎吉良委員 具体的にこれはどこを念頭に置いて1,080万円を計上しているんですか。

◎川内医療政策課長 今年度は設備整備に係る部分のみです。具体的にどこの手が挙がっているかというものはございません。要望調査もまだしておりません。今年度の基金で積みますので、今年度でいくらかの執行予算をつける必要がございます。恐らくこの補正予算で予算をつけても、医療機関で施設整備に至るまでの計画ができる場所はないと思いますので、設備整備の2施設分のみ、1,080万円の基準額の2分の1補助で、2施設分を枠として計上させていただいたということです。

◎吉良委員 各医療機関もこういう県の動きについては注意して見ていると思いますので、慎重に執行をお願いしたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 医療情報ネットワークシステムの関係で、全ての診療所まで含めたときに、電子カルテのシステムが入っているかどうかという問題などを含めて、このネットワークでどこまでカバーできると想定されているんですか。

◎川内医療政策課長 情報ネットワークの事業ですけれども、現在、急性期を中心とした13病院による協議会が受け皿として立ち上がっていて、年内には一般社団法人化の予定です。これは13病院にもう少し加わっていただいて、まず、二十数施設の病院の電子カルテ情報を共有化するシステムを構築します。これは情報を出す側です。そして、診療所を中心に、この二十幾つの医療機関の電子カルテ情報を閲覧しに行くという意味での参加施設は400余りを見積もっております。電子カルテに移行していない急性期の病院もまだ若干ございますけれども、20施設強の県内の主だった急性期の病院の電子カルテを、それらの施設相互と診療所、他の病院も含めた他の施設が閲覧しに行く形ですので、病院で5分の

1程度、診療所については600ございますので、6割程度の加入を見積もっているところ  
です。

◎坂本（茂）委員 今後も環境が整えば参加していくことも可能ですか。

◎川内医療政策課長 今後、各医療機関にアンケート調査を行っていきますけれども、最  
初にシステムをがっちりと決めて、その後は参加できませんということではありません。  
順次、協議会への参加医療機関を募って、会費収入で運用していただく予定です。

◎坂本（茂）委員 それともう一点。災害対策強化事業費の関係で、これまで、整備をし  
てきたところが、整備したものを使った形での訓練はされているのでしょうか。

◎豊永医療政策課企画監 衛星携帯電話なんかにつきましては、各地区、それから高知市  
なんかでは、災害拠点病院とか救護病院などの連携した訓練で使っております。ほかの、  
自家発電装置とかそういったところで、どう活用しているかというところまでは把握して  
おりません。

◎坂本（茂）委員 日ごろから使っておかないと、いざというときに使えないことがあ  
ってはいけませんので、これだけの費用を投じて購入するのであれば、いざというときに使  
える状態にしておいていただくように指導もしていただきたいと思います。

直接これと関係ないことで、医療保険制度の関係で一つだけ現状をお聞きしたいことが  
あって、特定機能病院とか大病院が紹介状なしで受診するときの手数料の関係で、この秋  
ぐらいにはその金額が決まるんじゃないかということも話がされたわけですがけれども、定  
額負担の導入について、今どんな状況になっていて、高知県として、そういう対象になる  
医療機関でどういう議論がされているとか、そんな状況は把握されていますか。

◎川内医療政策課長 そういう動きは把握しておりますけれども、医療機関の状況は十分  
把握できておりません。

◎坂本（茂）委員 そういう状況になったら、相当、患者負担が大きくなることが想定さ  
れるわけです。今、二千数百円で低額でやっているところが医療センターとかあるわけで、  
それが5,000円だとか1万円だとかいう議論がされているわけですので、そこは情報をき  
ちんとつかんで、提供もしていただきながら今後議論していただきたいと思います。要請  
しておきたいと思います。

◎依光委員長 この件はまた調査の上で御報告願います。

◎大野委員 坂本委員の質問に関連して、ネットワークシステムですが、電子カルテ等と  
いうことでこれからやっていくということですが、患者のコードナンバーなんかは、マイ  
ナンバーを利用されるとか、そういうことは想定されておるのでしょうか。

◎川内医療政策課長 現時点では、マイナンバーの活用は、協議会の議論の対象にはな  
ってきておりません。各施設をまたがって受診されている患者の情報については、現時点で  
は名寄せ、氏名等、また被保険者番号での名寄せで、他の医療機関ではどういった薬が投

与されているかが把握できて、重複投与を防ぐということをやっております。

◎依光委員長 ほかに。

私から1点、療養病床の件で要請をさせていただきますが、本会議でもこの委員会でも非常に注目も高いですし、県民の皆さんにとっては非常に大きなことですので、部として、県民の生活を守る視点で、しっかり議論していただきたいということを要請させていただきます。

質疑を終わります。

### 〈食品・衛生課〉

◎依光委員長 次に、食品・衛生課の説明を求めます。

◎安藤食品・衛生課長 お手元の資料②の補正予算、14ページをお開きください。

高知市と四万十市にあります小動物管理センターの猫室につきまして環境整備を行うものです。猫の譲渡につきましては、昨年度改装した猫の譲渡施設を活用し事業を開始しているところですが、譲渡施設に受け入れる前に適性の判定を行う必要があります。その期間の飼育スペースを確保し、感染症の発生を防ぐ施設の改善工事とあわせ、飼育するケージなどを購入するため総額278万1,000円の補正予算をお願いしたいと思っております。

続きまして、高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案の説明をさせていただきます。お手元の危機管理文化厚生委員会資料、議案参考資料の赤いインデックスの食品・衛生課の部分をお開きください。

1の改正の概要をごらんください。食品衛生法の規定に基づく食品衛生法施行条例第3条の公衆衛生上講ずべき措置の基準を厚生労働省の指針の改正に伴い一部改正するものです。新たに、HACCPと言われる、危害分析重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準等を追加するものです。上の図にありますように、現行の公衆衛生上講ずべき措置の基準では、病原微生物対策や冷蔵庫の温度管理などの食品等の取り扱いといったソフト面の基準を定めておりますが、そこにHACCP導入型基準の規定を新たに追加するものです。食品事業者は、いずれかの基準を選択することとして、いずれの基準にも適合しない場合は違反となります。

次に、中段の厚生労働省の指針改正の背景をごらんください。我が国における食品等事業者の確実かつ効率的な衛生管理を可能にしていくためには、HACCPは必須となっておりますし、ヨーロッパ諸国やアメリカでは既に普及しているHACCPを我が国に普及させることで、輸入、輸出される食品の安全対策を進めていくことが重要な課題となっております。このため、中小企業も含め、HACCPによる自主点検推進の環境整備が必要です。

具体的なHACCP方式の管理手法について、下段、ハサップ方式とはをごらんください。日本では従来、最終製品の一部抜き取り検査を行い、全ての製品の安全性の確認を行

っておりました。H A C C P の考え方は、原料の受け入れから最終製品までの製造工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入など、あらゆる角度から食品の安全性の危害を予測し、それぞれの製造工程ごとに危害原因物質の発生要因及び頻度などを考慮してリスト化します。それぞれの危害を適切に防止できるところを重点と定め、重点的に管理記録し、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。

具体的な改正内容につきましては、3 ページの新たに条例に規定する主な内容をごらんください。表中の左側の公衆衛生上講ずべき措置の基準の枠で囲われました3つの項目内容ですが、上から8の食品等の取扱い、10の記録の作成及び保存、並びに第3の食品取扱者等に対する教育訓練にH A C C P 導入型基準を追加する改正を行おうとするものです。そのほか、健康被害につながるおそれのある場合の保健所長への情報提供や、嘔吐物の適正処理などのノロウイルス食中毒対策の追加を行います。

2 ページの2、県の対応(1) これまでの取り組みをごらんください。

これまで本県では、国際基準であるH A C C P への一足飛びの実施は困難と考え、県内の営業施設に対し、段階的な取り組みを促してきました。現在、高知県食品衛生管理認証制度は、県内25施設の認証があり、高知県食品高度衛生管理手法は23施設が認定を取得しております。

(2) 厚生労働省の指針改正を受けての県の対応ですが、一番下の図をごらんください。今回の条例で追加するH A C C P 基準については、図の一番右にありますように、県の認証制度のさらに上になります。このため、(2)の一番上の丸にありますように、H A C C P は外商戦略にとって必要である一方で、営業者には大きな負担になることから、選択制による制度改正としております。

なお、H A C C P 基準承認制度の創設につきましては、今後検討をしております。これからも関係団体の協力を得ながら、普及指導を図っていきたいと考えております。これにつきましては、平成27年12月1日からの施行を予定しております。

以上で、説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 小動物管理センターの関係で、この間、猫の殺処分の問題とかいろいろ議論がありますけれども、動物愛護教室をもっと活性化して、命を守るということを子供のときから教育していくということで、県としても、毎年教室をやっているとは思いますが、ことし、12の学校でやるようになってきていると思えますけれども、処分したり譲渡したりということも、それはそれでやらなければならないでしょうけれども、その前段として、動物をどう飼うのかとかいうことを含めて、子供のときからきちんと教育していくというところに力を置くことで、そういったところを解消していく。そういう仕組みにしていくことが必要ではないかと思えますけれども、学校での動物愛護教室の、

この数年間の開催状況の推移はどんな状況ですか。

◎安藤食品・衛生課長 昨年は 17 校やっております。県教育委員会を通じて募集を行っておりますが、どんどんふえる状況にはございません。というのは、学校のほうが動物を入れていくことでアレルギーの生徒がいたり、その調整。うちのほうも愛護団体も一緒に入っていただきますので、まずは学校から手を挙げていただくのが一番ですけれども、その数がふえるように、これからも、市町村の教育委員会を通じて、お願いをしていきたいとは思っております。

◎坂本（茂）委員 以前に小中学校課に話をしたら、その年はふえたんですけど、また減っていくという状況があったりして、先ほど言われた課題もあるのかもしれませんが。それと授業時間数の確保の問題だとか、いろんな状況があるかもしれませんが、ぜひ、そういった分野にも力を入れていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

◎加藤副委員長 HACCP ですが、漁師とか農家とか、そのあたりの原料提供者にはどういった関連がありますか。

◎安藤食品・衛生課長 条例に規定されているものは、食品衛生法上の営業許可を取った飲食店が対象となります。

◎加藤副委員長 それは全く関係がないということですよ。条例上というか、この HACCP の運用について。

◎安藤食品・衛生課長 直接はございません。ただ、手法として、一次産業の方にも HACCP というのは、同じような形で運用はできます。

◎加藤副委員長 この条例上は関係ないということですが、海外に出すときに HACCP の規定じゃないと魚を出せませんよとかいう話をよく聞きますけれど。

◎安藤食品・衛生課長 国のつくった輸出用の HACCP がございます。ここの条例にはかかりません。

◎加藤副委員長 例えば、2020 年のオリンピックの選手村に提供するような食材は、ある程度 HACCP の規定がないと提供ができないようになりますよね。それはどっちの関連ですか。

◎安藤食品・衛生課長 この基準は、国が指針を示して、全国に条例を改正するようということで運営をしております。国は当然、国を挙げて HACCP を進めたいと考えておりますし、副委員長のおっしゃるように、オリンピックに入ってくる業者は、全て HACCP を入れるべきだと考えております。当然、東京都でも条例化しております。東京都以外でもやるんでしょうけれども、今、全国で条例を制定しており、これに基づいて動くものだと思います。

◎加藤副委員長 オリンピックでよさこいを踊ってほしいとか、CLT を使ってほしいとか、いろいろやっていますので、オリンピックを頭に置いて広めていただきたいと思いま

す。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時58分～13時0分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。浜田委員から、所用のため少々おくれる旨の連絡がっております。

#### 《地域福祉部》

◎依光委員長 次に、地域福祉部について行います。

最初に、議案について、地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井奥地域福祉部長 それでは、地域福祉部の総括説明をさせていただきます。地域福祉部が御審議をお願いします議案は、一般会計補正予算とその他議案です。

まず、平成27年度補正予算の説明をします。右肩②の議案説明書(補正予算)の15ページをごらんください。今回の補正予算では、総合的な結婚支援策として、独身者が希望の条件に合う相手を検索できるマッチングシステムを運営する窓口の開設と子育て支援策の充実強化を図る取り組みとしまして、子育てに必要な情報を提供するメールマガジン配信システムの改修などに必要な経費として844万9,000円の増額補正をお願いしますとともに、特別養護老人ホームなどの整備に係る経費として、2件の債務負担行為の追加をお願いしております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきたいと思います。

次に、その他議案の説明をします。右肩③の高知県議会定例会議案(条例その他)の目録をごらんください。第12号議案、「療育福祉センター・中央児童相談所改築南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案」につきましては、療育福祉センターと中央児童相談所の改築に係る南棟の建築主体工事の請負契約の締結について議決を求めるものです。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をします。

最後に、部で所管しております審議会の開催状況ですが、お手元にごございます資料A4横、平成27年度各種審議会における審議会経過等一覧表をごらんください。2ページ目までが開催状況の一覧となっております。平成27年6月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は、高知県社会福祉審議会の地域福祉専門分科会など7件となっております。

す。そのうち主なものを説明させていただきます。

まず、1 ページ目の上から 2 つ目にあります、高知県社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）につきましては、下段の平成 27 年 8 月 11 日に今年度策定する予定としております第 2 期高知県地域福祉支援計画の素案について検討を行いました。

次に、2 ページ目になりますが、一番下の社会福祉法人来島会南海学園身体拘束ゼロ推進委員会です。当委員会は南海学園におきまして、7 月 23 日、8 月 20 日、9 月 29 日に開催され、強度行動障害のある入所者の支援方法など、身体拘束の解消に向けた支援や体制整備などにつきまして、引き続き議論をいただいております。

その他の審議会などにつきましては、お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項など、また、その審議会等を構成する委員の名簿につきましては、後ろに資料をつけていますので、後ほど御確認をお願いします。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈高齢者福祉課〉

◎依光委員長 初めに、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 資料②議案説明書（補正予算）の 16 ページをお願いします。当課からは、一般会計補正予算の債務負担行為の追加をお願いしております。

まず、老人福祉施設等整備事業費補助金につきましては、本山町にあります特別養護老人ホーム嶺北荘と大豊町にあります特別養護老人ホーム大豊園並びに養護老人ホーム大豊園を合築して、本山町内に総合福祉施設を整備しようとするもので、平成 27 年度から平成 28 年度の 2 年にまたがる工事になりますことから、5 億 6,494 万 2,000 円の債務負担行為をお願いするものです。補助の対象となる施設は、特別養護老人ホーム 80 床、ショートステイ 10 床、養護老人ホーム 60 床で、平成 29 年 4 月の開設予定となっております。

次に、介護基盤緊急整備等事業費補助金につきましては、国から交付されました地域医療介護総合確保基金を活用した地域密着型サービス施設の整備や、特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のため、間仕切り等を設置するための改修を行うもので、1 億 8,200 万円の債務負担行為をお願いしております。整備内容につきましては、認知症対応型デイサービスを高知市と本山町に各 1 カ所、看護小規模多機能型居宅介護を高知市に 1 カ所整備し、特別養護老人ホームのプライバシー保護のための改修を高知市、南国市、宿毛市、黒潮町の 4 カ所で行う計画となっております。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 特別養護老人ホームのプライバシー保護の多床室の改修ですけれども、間仕切り等ということでしたけれども、単なる間仕切りですか。それによって、プライバ

シーが十分保護されるか、居室環境を損なわないか、そういったところがどうなるのか。

◎中村高齢者福祉課長 個別の計画につきましては、今後、図面が出てきてからになりま  
すけれども、国が示しております多床室のプライバシー保護の改修につきましては、例え  
ば、カーテン等で仕切ったような簡易なものではなく、一定の仕切りをしたようなもの  
を想定しているところです。

◎坂本（茂）委員 この補助金のうち、この改修に当たる費用がほとんどですよ。もう  
少し詳しく、どれぐらいのコストでどういうふうな。

◎中村高齢者福祉課長 国の基金の基準によりますと、プライバシー保護のための改修工  
事は1床当たり70万円の単価設定となっております。4つの特別養護老人ホームの改修を  
行うところですが、トータルで1億2,740万円の改修工事を想定しております。

◎坂本（茂）委員 それは補助の基準なわけで、それに上積みしてホームごとに、よりよ  
いものにしていこうとするのか。補助の基準どおり最低限のこと、それだけでも、70万円  
かけるわけですから、それなりのものができるでしょうけれども。それはホームごとに任  
せるのかどうか。

◎中村高齢者福祉課長 改修に当たりましては、申請書が出てきた時点で私どもでチェッ  
クをさせていただいて、本当にプライバシー保護の意義があるのかどうか確認させていた  
だきたいと思っております。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈障害保健福祉課〉

◎依光委員長 次に、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎梅森障害保健福祉課長 当課からは、第12号、療育福祉センター・中央児童相談所改築  
南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案の審議をお願いします。

右肩③、条例その他議案の17ページをお開きください。契約の概要につきましては、  
一般競争入札の結果、契約金額8億5,320万円で、新進・七祐特定建設工事共同企業体と  
契約を締結しようとするものです。完成期限は平成28年8月24日となっております。

地域福祉部の議案参考資料の障害保健福祉課のインデックスのページをお開きくださ  
い。今回の事業につきましては、児童虐待や非行などの問題に発達障害が関係するなど、  
今後ますます複雑多様化する子供たちや家庭をめぐる問題に対して、療育福祉センターと  
中央児童相談所が連携の強化を図り取り組む必要があることや、利用者等の安全を確保す  
るため、老朽化が著しい両機関を耐震性の高い建物に改築する必要があることなどから、  
現在の高知市若草町の療育福祉センターの敷地に一体的に整備しようとするものです。

2ページ目の外観のイメージ図、A3の資料をお開きください。この図は南東方向から

見た外観図でして、新しい施設は、左側の南棟と右側の北棟、2つの3階建ての建物で構成し、2つの建物を短い渡り廊下で結ぶこととしております。敷地の東側に駐車場を配置しており、建物の前面には、車いすを利用される方などが車の乗降時に雨にぬれないよう、大びさしなどを設けることとしております。なお、北棟の右手の敷地に教育委員会がプールを設置する計画としております。今年度はこのイメージ図の左側の建物、南棟を建設しようとするものです。

1 ページにお戻りをいただきまして、改築の基本的な考え方です。

まず、1つ目の両機関の専門的な支援機能の連携としまして、子供に関するあらゆる相談に対応できるよう、総合相談窓口を設置しますとともに、両機関の相談部門の執務スペースを一体化することとしております。

2つ目のプライバシーへの配慮ですが、一時保護所に専用の出入り口を設けるなど、保護児童のプライバシーに配慮した設計としております。また、診療所部門や障害児通所部門では、プライバシーや安全面に配慮をして、障害種別ごとに専用の待合スペースを設けるようにしております。

3つ目の南海トラフ地震への備えでは、障害のある子供たちやその御家族が避難所として利用されることを想定して、建物内に避難スペースを整備しますとともに、水や電気、ガスのライフラインを確保できるように計画してしております。また、津波浸水区域内にある中央児童相談所を浸水区域外の療育福祉センターの敷地に移転することで、保護児童等の安全も確保されることとなります。

4つ目の現施設敷地内での改築です。現在の療育福祉センターの業務を継続しながら改築ができるよう、南棟と北棟を分けて建設する計画としております。限られたスペースでの工事となりますことから、利用される方々には駐車場などの面で御不便をおかけいたしますが、施工に際しては、安全第一はもちろんのこと、利用される方への影響を極力抑えるように工夫をしております。

続きまして、新しい施設の概要、真ん中のところです。施設の構造は鉄筋コンクリート造で3階建ての建物2棟で構成をしまして、いずれの建物も耐震耐火構造としております。なお、県産材利用推進方針に準じて、内装の木質化を図ることとしております。南棟ですが、1階には中央にナースステーションを設け、その周囲に19床の病室、短期入所の居室を配置するなど、患者の安全に配慮した配置としております。2階には診療所の外来部門を配置し、診察室・予備診察室を合わせて8室、レントゲン室、聴力検査室などを整備し、患者のプライバシーと安全面に配慮し、それぞれ専用の待合スペースを設けることとしております。3階には、発達障害者支援センターと高知ギルバーク発達神経精神医学センターを配置し、発達障害関連の機能を集約してしております。また、災害時に避難スペースとして活用します大会議室を整備することとしております。

なお、北棟につきましては来年度建設に着手する計画としておりますが、1階には中央児童相談所のほか、現在の療育福祉センターの相談部門や、総務部門が入ります事務スペース、災害時に避難スペースとして活用します大会議室などを整備することとしております。2階には、療育福祉センターのリハビリ部門として、理学療法室、作業療法室などの訓練室のほか、障害児通所部門の遊戯室や訓練室などを障害種別ごとに整備することとしております。3階は一時保護所を整備し、保護児童の生活環境の改善とプライバシーの保護等に配慮して、男女別、保護目的別に居室を分けられるよう4つのユニットで構成をしております。また、限られた空間で生活する子供がストレスを抱えないよう、専用の体育室や屋上運動場などを整備することとしております。

新しい施設につきましては、基本設計の段階からこれまでに、療育福祉センターの利用者を対象に3回、近隣住民を対象に3回、それぞれ説明会を行い、御意見等を伺いながら設計を進めてきておりまして、いただきました御意見・御要望等につきましては、これまでに説明させていただき、おおむねできているものと考えております。

その他施設のところで、まず、南棟の屋上に設置します自家発電装置は、稼働期間は3日間程度を想定しています。このほかに、省エネと災害対策として、北棟の屋上に太陽光発電装置を設置する計画としております。水につきましては、浄水と井水の両方を活用することとしておりまして、浄水は5,300リットル、井水は1万リットルの受水槽を整備し、断水時でも一定期間、受水槽の水が活用できるように計画をしております。また、記載はしておりませんが、ガスにつきましても、災害に備えて、都市ガスとプロパンガスの両方を活用することとし、主な厨房機器、炊飯器、回転釜、コンロなどは、平常時においても使用することとしております。

外来用駐車場は44台分を確保し、このうち15台分が車いす用としております。

以上が施設の概要でして、概算工事費としまして、南棟と北棟を合わせて、消費税を含め、およそ41億円を想定しております。このうち、南棟につきましては、今回、御説明しております主体工事のほか、電気や空調、衛生設備工事などを合わせて、約14億2,500万円となる見込みです。工事期間につきましては、南棟の建設は、来年8月下旬までの予定としておりまして、北棟の建設など第2期工事を合わせますと、平成30年5月までの2年6カ月を見込んでおります。平成30年4月ないし5月に中央児童相談所の引っ越しを行い、5月には全館供用開始とする予定です。

以上で、障害保健福祉課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 1つは、南海トラフ地震への備えで、避難所としてのスペースの確保ということで、これは、障害のある方を何人ぐらい収容する想定でスペースを算定されておられるのかというのが1つと。

もう一つは、施設の概要のところ、地域の方あるいは利用者の方の声を聞いて、おおむね反映してということですが、当然、職員の声も設計段階では聞かれていると思いますし、特に職員の声ということで言えば、動線の確保といったところが十分なのかどうかということで、職員の理解も得られているのかどうかというのが、2点目。

それと、この図面でよくわからないんですけども、3階の屋上運動場というのが、3階が屋上になっているのか、3階のさらに上に屋上があるのか、どんなになっているのか教えてください。

◎梅森障害保健福祉課長 まず、1点目の避難スペースの関係ですが、南棟の3階でおよそ96平米、北棟の1階でおよそ78平米の部屋を確保しております、1人当たり4平米で仮定しますと43名ほどが入れる計算となります。

2点目ですが、新しい施設につきましては、当然に職員の声も聞きながらやってきたところでして、職員からは、当座、仮設の状態で動きますので、その点での要望とかもありました。そういったものにつきましては、極力対応する方向でやっております。動線の確保につきましては、どうしても工事期間中につきましては確保しがたい部分もございますけれども、極力、専用の待合スペースを構えることで支障がないような配慮をしているところです。

3階の屋上運動場ですけど、5ページの平面図で見させていただきますと、体育室などから外へ出たところが運動場になっております。

◎坂本（茂）委員 そこには屋上だから屋根がないですか。

◎梅森障害保健福祉課長 ございません。

◎西森委員 1点だけ教えてください。その他施設で太陽光発電装置は20キロワット設置ということですけども、20キロワットって、この建物的に言う中途半端なキロワット数かなと思うんですけども、どうして20キロワットになったんですか。せっかく屋根を活用するのであれば、もっと多いワット数でもいいんじゃないかと思うんですが。

◎梅森障害保健福祉課長 いろんな検討をしてきたところですけども、建物の構造上、ひさしの関係とかで屋根を階段状にしておりまして、こういう大きさになったという状況がございます。もうちょっと踏み込んでというところは委員のおっしゃるとおりかと思えます。ちょうど東の屋根になりますので、図面が南東方向から見ていますので、午後とか夕方になりますと日がどうしてもというところもございまして、そういう状況になっております。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈少子対策課〉

◎依光委員長 次に、少子対策課の説明を求めます。

◎西村少子対策課長 予算の説明に入ります前に関連がございますので、8月に改訂をしました高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略のバージョンアップに向けた少子化対策の抜本強化について御説明をさせていただきたいと思っております。

議案参考資料の赤いラベルの少子対策課をお開きいただきたいと思います。高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、県民の皆様の希望をかなえることを最優先に、人口の自然減の縮小や社会増に向けた対策に人と資源を集中することによりまして、2060年の本県人口を55万7,000人に踏みとどめることが可能となるといった将来展望をお示しさせていただいております。将来展望に掲げる目標の実現のためには、何よりも少子化対策の抜本強化が必要でして、少子化の大きな要因でございます、未婚化・晩婚化への対策が喫緊の課題となっております。

左の現状の欄、①生涯未婚率の推移をごらんいただきますと、本県の生涯未婚率は男女とも上昇しておりまして、2010年に、男性の4.5人に1人、女性の8人に1人が50歳時点でも未婚となっております。一方、その下の、未婚者の結婚希望のところをごらんいただきますと、県民意識調査では、未婚者の8割は御結婚されたいと考えている状況です。

次に、②合計特殊出生率と第1子出産年齢、初婚年齢の推移ですが、初婚年齢と第1子出産平均年齢が上昇しておりまして、これに反比例する形で合計特殊出生率が低下しております。その下の丸のところ、第1子を欲しい年齢とございますが、本県の第1子出産時の御夫婦の平均年齢は30.95歳となっております。一方、県民意識調査によりまして、第1子を希望する年齢は29.3歳となっております、現実と理想の間には1.65歳の乖離が生じている状況です。

中央の目指す姿の部分ですが、こうした状況の中、県民の皆様の希望をかなえることを最優先に取り組みを進めまして、結婚を望む全ての独身者の希望をかなえますとともに、第1子をもうける希望の年齢を現実のものとする。そういったことが全てできれば、総人口55万7,000人の前提となる合計特殊出生率2.27というものも見えてくると考えておるところです。

下の箱書きのところですが、少子化対策を進めますために、より多くの独身者の皆様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を、いかに早くかなえていくかといった視点がこれから重要になってこようかと考えているところです。

右側のバージョンアップのポイントのところ、そういった観点で、①のより多くという部分では、結婚支援とか子育て支援などに、引き続き市町村と連携して取り組むのはもちろんですが、これまで働きかけが十分でありませんでした民間企業などとも協働した県民運動的な少子化対策といった取り組みが必要になってくると考えております。

また、その下、②より早くといった部分ですけれども、県民の皆様に対して、ライフブ

ランを意識した啓発や医学的な知識をお伝えするセミナーなどの開催によりまして、地域や職場で結婚や子育て支援をしていく機運を醸成することが必要かと考えています。

2 ページをお開きいただきたいのですが、左の現状のところ です。

県民意識調査では、理想の子供の数が 2.45 人で、予定する子供の数 2.09 人との間にギャップが生じておりまして、子供の数の理想と予定の乖離を縮める取り組みが必要だろうと考えています。

その下、子育ての負担感と赤い角で書いておるところですけれども、県民意識調査でも理想と予定の乖離がある理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるが 66% ですし、子供 1 人当たりの教育費は大学まで全て公立でも 1,000 万円以上もかかる状況です。そういった中、子育てしながら働き続けられる環境づくりという観点で、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことが必要と考えております。

中段以下の、第 2 子の壁ですが、夫の休日の家事・育児時間がゼロと、2 から 4 時間とを比較しますと、第 2 子以降の出生には 3 倍以上の開きがございます。こういったことから、子育て負担の軽減に向けまして、男性の積極的な育児参加の促進などが必要かと考えております。

最後に、第 3 子の壁の部分ですけれども、経済的な負担に加えまして、育児負担、仕事の問題がございます。子育てに伴う経済的負担の軽減に向けまして、国の施策と連動した多子世帯への経済的支援策の検討などに取り組んでいくことが必要と考えております。

いずれにしても、県民の皆様様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に向けて、市町村、地域の皆様や企業、各種団体とも連携を強め、少子化対策が県民運動的な広がりとなるよう、より一層取り組みを進めてまいりたいと考えております。

補正予算に移らせていただきます。お手元の右肩②、議案説明書（補正予算）の 17 ページです。

まず、歳入ですけれども、国庫支出金の（12）少子対策費補助金です。こちらは、国の地域少子化対策強化交付金を追加して、今回補正する事業に充当するものです。

18 ページをお開きください。歳出です。説明欄の 1、地域子育て推進事業費の子育て支援ポータルサイト修正等委託料です。こちらは、子育てに必要な情報を提供するメールマガジンを充実するため、システムを修正して、配信情報にお住まいの市町村の子育て情報を加えるなど内容の充実を図りまして、さらに配信頻度もふやして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援の充実・強化を図るものです。

本年 4 月から、当課の出会い・結婚・子育て応援コーナーに保健師と助産師を配置して、相談支援の体制を強化したところです。これによりまして、相談会などに御参加をいただいた方々への相談対応など、支援の充実は一定図られてきていると考えておるんですが、一方、不安や悩みを持ちながらも、相談会とか、そういう機会に御参加できない方も現実

にはいらっしゃる現状もございます。このために、今回、修正しますシステムによりまして、子育て情報を定期的に配信し、子育て不安の解消、孤立化を防ぎたいと考えておるところです。こういったメールを定期的に配信することで、受信者ともつながり、その後の相談にもつなげていきたいと考えておりました、お認めいただけますなら、今年度中に作業を行い、次年度から配信を行えるように整備をしていきたいと考えております。

続きまして、2の出会い・結婚支援事業の出会い・結婚・子育て応援窓口運營業務等委託料です。独身者が希望の条件に合う相手を検索するマッチングシステムを運営する相談窓口の開設を前倒しするものです。今年度予算でシステムの導入に向けた準備作業を急いでいるところです。こうした中、相談窓口の開設を来年の1月に6カ月前倒しをして、会員登録の受け付けを開始しますことで、希望の条件に合ったお相手の検索とか、お引き合わせを来年の4月から開始したいと考えております。こういった取り組みを通じて、より早く、より多くの独身者の皆様の結婚の希望をかなえてまいりたいと考えております。

以上で、少子対策課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 出会い・結婚・子育て応援窓口運營業務の委託先ですけれども、高知県法人会連合会と随意契約ということですが、ここがなぜ適当なのかを教えてください。

◎西村少子対策課長 高知県法人会連合会は一般社団法人ですけれども、高知県法人会連合会の広域的な事業ということで結婚の支援が入っておるということで、民間の企業とは整理をさせていただいて、そういった団体でやられておる。それから、今までに、「青い鳥 de 愛イベント」という結婚イベントも高知県法人会連合会でやられております。

それから、他県の例ですけれども、先進事例としては、愛媛県も愛媛県法人会連合会に委託をされておるという実績がございます。ほかに富山県も富山県法人会連合会に委託をされていることもございまして、そういった中で、今、私どもは、高知県法人会連合会に委託をお願いしておるところです。

◎桑名委員 民間でも、今、少子化対策で、いろんところでやっています。それプラスこれをやるということは、民間ではなかなか伸びていかないということで、県がここに委託をしたという考え方でしょうか。

◎西村少子対策課長 おっしゃるように民間でもやっておられるんですが、民間の場合には、結構、手厚いサービスでして、例えば、入会金が20万円とか、月当たり何万円、成婚実績が上がった暁にはさらに20万円ということで、60万円から100万円ぐらいかかるケースもございます。そういう高価なサービスを受けられたい方は、今でも民間事業者のところに登録をされて。県内でもおられると思うんですけれども、若い方の中には、給料も低くて、そういった費用をなかなか捻出できないという方もございます。そういった方々のために、県として、民間ほどではないですけれども、一定の支援をしたいと。それは例

えば、愛媛県であったり、茨城県なんかもやっておられるんですけれども、そういったものも参考にして支援をさせていただきたい。そういうことで、今回、導入をさせていただければということで、前倒しということでお願いをさせていただきました。

◎吉良委員 子育て支援のポータルサイトのことですけれども、現在どれぐらいのメールマガジンを発行しているんですか。

◎西村少子対策課長 現在は、一般にも見ていただける形です。特に妊娠期だけに限っておるんですけれども、妊娠期の方に登録をしていただくと、配信をしておるということですので、実際には何百件かの数です。そのあたりを少し改修もさせていただきまして、3歳未満の方まで配信する対象を広げていきたい。それから、内容を充実していきたいと考えておるところです。

◎吉良委員 一番いいのは、妊娠なさっている方全員に漏れなく知っていただいて、利用していただくことだと思うんです。それはどうお考えになっているんですか。

◎西村少子対策課長 これには市町村の情報なんかもともに配信させていただきたいと思っております。配信するに当たりましては、市町村の母子手帳なんかを発行する窓口とも連携をさせていただきたいと思っておりますので、市町村と協議もさせていただいて、調整が整ったところから広げていきたい。最終的には県内全部でやれるようにはしていきたいと考えております。

◎吉良委員 それと、この委託先のシティネットは、県内の業者ですか。どういうことで随意契約で選んだのか教えてください。

◎西村少子対策課長 今もある同様のシステムがシティネットでやっております。県内の企業ですが、改修ですのでお願いをしたい。コンテンツのほうは指名競争で業者を決めさせていただきたいと考えております。

◎吉良委員 いずれにしても、情報の質によって全くアクセス数も違ってくると思いますので、内容を随分と吟味していただいて、直接的に窓口、接触するところで情報も提示していただいて、たくさんアクセスできるようにしてください。

◎西森委員 子育て・結婚・支援事業についてお伺いしたいと思っておりますけれども、私も愛媛県のシステムを見に行きまして、非常に細やかに相談に来られた方に対応されておりました。システム自体は新たに構築になるのか、それとも愛媛県なんかがやっているものももらってくる形になるのか、それはどうお考えでしょうか。

◎西村少子対策課長 システムにつきましては、今おっしゃられたように、愛媛県で先行の事例がございますので、そういったものを参考に。あと、高知県でも婚活のイベントをするに当たって、登録をいただいてやっております、もともとのシステムがございますので、愛媛県を参考にさせていただいて、高知県の今のシステムに合うように少し改修をさせていただいて、導入させていただいている状況です。

◎西森委員 そのシステムは、県で作成をされるということでいいですか。

◎西村少子対策課長 県で修正して整備をしておるところです。

◎西森委員 相談に来られる方が気軽に立ち寄れることが大事と思っています。そういう面では、駐車場とか、そのあたりの対応をどうされるのかについてもお伺いしておきたいと思います。

◎西村少子対策課長 このシステム自体はいかに登録をいただくかということが大事だと思います。最低 300 人以上ないとシステムの開始ができないので、独身者に積極的に登録するようにPRもしていきたいと思っています。新しく設置する場所が、現在、駅前の高知県法人会連合会の入っているビルの1階で予定しております。いろいろと個人情報の確認であったり、独身証明の確認をさせていただきますので、大体1時間あれば登録が可能かと思います。今、高知県法人会連合会と整理をしておりますのは、開始に向けて、例えば、1時間ずつのクーポン券があるようなので、そういったものを周辺のパーキングと調整中で、そういったことをやった上で、おいでいただいた方にサービスをさせていただいて、ぜひ多くの方に登録をしていただけるように積極的にPRをしていきたいと思って、準備をさせていただいている途中です。

◎加藤副委員長 遠方の方の場合は、登録なんかはどういうふうに御検討されていますか。

◎西村少子対策課長 現時点では、予備登録はネットでできるようにしております。ただ、最終的に独身の状況だとか、若干条件の確認がございますので、高知市に来ていただかないといけないことになっております。県としては、中央部で1月から始めるんですが、その実績も踏まえて、来年度には東と西に開設をさせていただきたいということで、今、事前の検討をさせていただいております。

◎加藤副委員長 しっかり対応していただいているということで安心をしました。

あと、もう一つは県内の方だけの登録で検討されているのでしょうか。例えば、先進事例の愛媛県のシステムと参照ができたり協力することによってスケールメリットができることも考えられると思いますけれど、いかがでしょうか。

◎西村少子対策課長 そのところは、まずは県内で導入して、おっしゃられるように、愛媛県の先進事例もございますし、どういう形で共有させていただくのがいいか、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。次のステップでは、御指摘は大変参考になると思いますので、少し勉強させていただきたいと思います。

◎加藤副委員長 できれば愛媛県と先進事例をつくって、四国ぐらいいはネットワーク化できると幅が広がるのかなど。宿毛市でしたら、高知市へ来るよりも、愛南町、宇和島市のほうが近いですし、室戸市、東洋町であれば、徳島県が近いので、そういう連携をしていただければ、なお充実すると思います。

◎西村少子対策課長 システムについては、また検討させていただきたいと思いますが、

実は四国少子化対策会議というものがございまして、商工会議所が県の枠を超えて、四国でもそういったことをやろうという動きもあります。そういったものもPRなんかもしていきたいと思います。

◎加藤副委員長 最後ですけれど、説明のときは、希望の条件で検索できてマッチングができるという表現で結構ですけれども、運用の際には気のきいたネーミングをしていただければと思います。ビジネスチックな、希望の条件で人間を選ぶようなネーミングは避けたい。よろしくお願いいたします。

◎西森委員 私が愛媛県で見せていただいたときに、愛媛県法人会連合会が委託を受けてやっていたんですけれど、物すごく積極的に意欲的にやっているんです。委託先の熱い思いを非常に感じたんです。そういうところからいくと、高知県法人会連合会がどうなのかわからない部分もあるんですけれども、委託という形でやっていただく高知県法人会連合会にも、さらにいろんな展開ができるような思いを持ってやっていただきたいということを、ぜひ伝えていただきたいと思います。

◎井奥地域福祉部長 先ほどの西森委員の話にも重なると思いますけれども、議会で知事が答弁しましたように、少子化対策については、待つというのじゃなくて前に出ていくということで、今回、「結婚応援団」を「結婚・子育て応援団」として、改めて会員登録をしていただいて、企業・職場の方々に会員になっていただく形で、取り組みを再スタートすることを考えています。補正予算でお願いしていますメールマガジンの配信とか、窓口というところに、会員となっていた法人の若い独身の方々に直接来ていただく、また会員となっていて情報を入手していただく形でもって、両面からやっていきたいと思っております。そうすることによって、西森委員の御指摘の高知県法人会連合会の活性化ということも、私どもも、もちろんやりますけれども、加入する団体からの働きかけも通じて、いい方向に向かったらいいのかなと考えております。

◎依光委員長 ぜひとも県民運動として、しっかりと頑張ってくださいよう要請します。

以上で、地域福祉部を終わります。

#### 《文化生活部》

◎依光委員長 次に、文化生活部について行います。

最初に、議案について、文化生活部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 それでは、9月議会への提出議案につきまして説明をさせていただきます。

文化生活部からは、平成27年度一般会計補正予算議案3件を提出しております。お手元の資料、右肩②の議案説明書（補正予算）の19ページをお開きください。

文化生活部の補正予算の総括表です。まず、文化推進課におきまして、本県でのCCR

Cの早期実現を目指し、高知版C C R C構想を策定するための経費等として1,376万5,000円。また、まんが・コンテンツ課におきまして、コンテンツ産業の集積と雇用の場の創出に向け、コンテンツ企業誘致の補助制度を創設するための経費等として857万円。県民生活・男女共同参画課におきまして、昨年開設しました高知家の女性しごと応援室の相談体制を強化するための経費として230万7,000円。部全体では2,464万2,000円の増額補正をお願いしているところです。

次に22ページをごらんください。

債務負担行為です。先ほど御説明申し上げました、コンテンツ産業の集積に向けた補助制度につきまして、想定している3企業3社分と補助期間3年間分の合計額4,572万円を計上させていただいております。

最後に、文化生活部が所管します審議会の開催予定について御報告を申し上げます。お手元にお配りの資料、議案参考資料の赤のインデックス、審議会等がついたページをごらんいただきたいと思います。平成27年度各種審議会の開催についてという資料です。2のうち男女共同参画会議につきまして、9月28日に開催しました。主な審議項目などを資料に記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。なお、委員の名簿は資料の後ろにつけておりますので、御参照いただければと存じます。この他の審議会等の開催状況につきましても随時御報告をさせていただきます。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈文化推進課〉

◎依光委員長 初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課の平成27年度補正予算案について御説明します。

資料②議案説明書(補正予算)の20ページをお開きください。産学官連携推進事業費で、1,376万5,000円の増額をお願いするものです。これは、本年4月に開設した高知県産学官民連携センター(ココプラ)で実施する事業及び備品の整備などに係る経費です。

まず、右側の高知版C C R C構想策定業務等委託料について、別途資料を用いて説明をさせていただきます。

議案参考資料の赤いインデックス、文化推進課の1ページをごらんください。

C C R Cは、一言で言えば、高齢者向けのコミュニティーで、既にアメリカでは2,000カ所以上あると言われております。日本においても、国が日本版C C R C構想有識者会議を立ち上げ、都市部から地方への移住を希望される高齢者の受け皿等として日本版C C R Cが検討されているところです。

資料左上の、高知版C C R C検討の背景という枠組みをごらんください。人口減少、少子高齢化が全国に先行して進行している本県では、平成25年度から移住促進の取り組みを

強化してまいりました。しかし、移住者の獲得に向けては、近年、地域間競争が激化しておりますことから、他地域をリードできるような魅力的なコンテンツが必要となっており、高知県への移住者は20歳代から40歳代が8割以上となっておりますが、今後は、年齢別の人口配置で全体の4分の1超を占めるシニア層も重要なターゲットになると考えております。これらのことから、資料中段にありますとおり、本県でも、本年5月に高知版C C R C研究会を産学官民連携センターをプラットフォームとして立ち上げ、県の関係各課に加え、土佐経済同友会や高知県中小企業家同友会、県内金融機関、県内高等教育機関、C C R Cに関心のある市町村、高知県に既に移住された方などに御参加いただき、産学官民で高知版C C R C構想の策定に向けた検討を進めてきたところです。10月5日の第5回目の開催をもって研究会を終了し、今後は11月の構想とりまとめ委員会の立ち上げへと移行し、2月の構想完成に向けてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

高知版C C R Cを実現し元気で活動的な高齢者を受け入れることは、経済の活性化や産業振興、地域の課題解決への貢献などのメリットが大きいと考えております。しかし他方で、実現に向けては、県民の皆様や関係事業者、市町村等の理解が不可欠ですし、国の制度面の改善や支援策の拡充、実際にC C R Cを運営していただく事業主体の選定などの課題も少なくありませんので、構想を取りまとめる中で、こうした課題への対応も検討していくこととしております。

資料右上の赤い枠囲みをごらんください。今回の委託事業は、高知版C C R C構想の策定を進める中で、各種調査や構想取りまとめ、策定後のシンポジウムの開催等の業務を民間企業に委託するものです。調査としては、高齢者を受け入れた場合の医療保険や介護保険といった社会保障費の市町村負担や経済波及効果等の算出、事業主体を選定するに当たって事業者に参加していただくためのビジネスモデルの検討、国内外の事例の調査などを予定しております。

資料右下に高知版C C R C構想のイメージがございます。構想は、市町村や事業主体がC C R Cに取り組んでいただく場合の高知版としての要件と、取り組みに向けての手順の大枠を示すものとして策定をします。研究会でいただいたさまざまなアイデアや意見、委託事業で行う各種調査などを反映させ、(1) 目的・基本コンセプト、(2) 具体的な姿として、高知版の独自性やプロジェクトの具体例、(3) 実現に向けた手順というイメージで取りまとめてまいりたいと考えております。

資料の2ページをごらんください。高知版C C R Cの実現に向けたロードマップです。国において日本版C C R C構想が検討されており、8月に有識者会議から中間報告が出されました。最終報告は12月と聞いておりますが、現時点では中間報告の内容に基づきロードマップを考えております。

資料の左、中ほどにあるとおり、県が研究会、そして研究会の検討を受けて構想を取りまとめる構想とりまとめ委員会を設置し、2月をめどに構想を取りまとめ、3月に開催予定のシンポジウムなどを通じ、内容を広く周知したいと考えております。

資料左の下段に市町村とありますが、来年度以降、構想で定めた要件等に沿ったCCRCの実現を目指す市町村が基本計画を策定し、国に計画を提出、国の確認・調整を経て、事業実施主体を募集することとなります。

資料の一番下、事業を希望する事業実施主体が事業計画を策定し、市町村に申請、市町村が事業実施主体を選定するという流れになります。

今後、CCRCの実現に前向きな市町村や事業者との情報交換等を通じまして、高知版CCRCが実現できるよう取り組みを進めてまいります。

高知版CCRC構想策定業務等委託料については以上です。

それでは、議案説明書の20ページに戻っていただきまして、事務費です。これは、産学官民連携センターに公用車とプロジェクターなどを整備するものです。

以上が、補正予算の説明です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 研究会の12市町村はどこかというのと、この研究会に参加していた12市町村は、今後、ロードマップの市町村がどう変わっていくのか教えていただけたら。

◎池澤文化推進課副参事兼産学官民連携センター副センター長 12市町村は、高知市、安芸市、土佐市、宿毛市、香南市、田野町、安田町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、四万十町になっています。

◎高橋文化推進課長 研究会への参加は、今後、こういった取り組みがあるのかと情報収集に来られているところもございますので、今の申しあげました市町村が全て基本計画を策定することになっているわけではございません。今後、市町村でも協議しながら、この取り組みをしたいというところに基本計画をつくっていただくことになってまいります。構想を取りまとめていく中で、市町村とも協議して、その辺は詰めていきたいと考えます。

◎坂本（茂）委員 そうすると、研究会には入ってなかったけれども構想を策定したいという市町村が出てくることもあるでしょうし、逆に、研究会に入っていたけれども計画を立てない市町村も出てくる可能性もあると。最終的には、どれぐらいの市町村でこの計画を立てていただきたいと考えているのか。その辺はどうですか。

◎高橋文化推進課長 今お話にもありましたとおり、この研究会に入っていなかったけれども基本計画をつくってCCRC構想に取り組むところも出てくることは当然ございます。それと、入っていたけれども、今回は見送りというところもございます。今後、どれぐらいかというのは完全には把握できておりませんが、今、研究会では、まちなかと中山間等の2地域居住型のCCRCというのは、高知版としての独自性として非常に魅力的

じゃないのかという御意見もいただいております。そういった中では、まちなかに加えて、中山間地域型というところで、複数のＣＣＲＣ構想に取り組んでいただくと出てきていただけると、非常に県内全体に広がっていくということもありますし、何と申しましても、移住促進の一つのプロジェクトとしてこういったＣＣＲＣ高知版を打ち出していきたくて考えています。できるだけ多くの市町村に参加いただいて、高知県の移住プロジェクトに魅力を加える方向で取り組みをしていきたくて考えています。

◎上田（貢）委員 せんだって政府が、ＣＣＲＣ構想を前倒しをすると。2016年度に創設するということで、正式名称も「生涯活躍のまち」ということで決まったわけですが、その中でまず、高知県がモデル地区に選ばれないといけないですけれども、ロードマップの中で、決定するのはいつごろになるんですか。

◎高橋文化推進課長 国のモデル事業ですけれども、まち・ひと・しごと創生基本方針の中では、遅くとも来年度中にモデル事業も開始することにされておまして、「生涯活躍のまち」構想の中間報告では、今年度中に第1次のモデル事業を選定することは考えられると記載をされております。それで来年度にモデル事業の第2次選定を実施することが想定されると記載をされております。いろいろと情報収集しておりますけれども、今のところはこれ以上の情報は入ってきておりません。今後、国の動きを注視して取り組みたいと考えております。

◎上田（貢）委員 有識者会議には県出身の方が3人いらっしゃるということで、選んでくれるだろうと信じております。先ほども言っていました、地域間競争がすごく激しくなっている中で、ここにもありますように、県内の英知を結集して、産官学そして市町村と連携して、金融機関も含めたオール高知で取り組むということなので。ただ、一定のインセンティブも必要なのかと思いますが、それはどうお考えですか。

◎高橋文化推進課長 資料にありますように、この構想の中でこういった方向で取り組んでいくのか。構想では、ＣＣＲＣの実現のための市町村と事業主体が取り組むというのは、高知版としてはこういったものですよという要件を定めることにしております。それから、事業実施に向けて手順の方向を示すことで、こういった要件の中で、県なり国なりの支援制度はどういったものにしていくのかというところを盛り込んでまいりたい、今後、そこはもう少し検討させていただきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 Share 金沢へ行ったときに新聞の切り抜き記事を見まして、東京近郊の高齢者住宅が平均家賃22万円。一方で、全国で一番安いのは青森県。その差15万円くらいです。そうなってくると、東京でお金持ちの人は東京でも住めるんです。東京で就職列車に乗って金の卵として働いた人が、一生懸命働いたけれども、財産を余り残すことができなかった。厚生年金も今一番もらえて18万円、19万円でわずかしかももらえない。当然、東京では住みづらいので地方へ移住しようか。その移住する方がアクティブシニア

ですけれども、アクティブということは志を持ってくるということで、お金もないから地方は暮らしやすいだろう、地方に行ったら行政が何か世話をしてくれるだろうという人ばかり来てもらったら困るんです。だからShare金沢も、どっちかといったらセレクトタイプかと思う一方で、余り安いのはっきり高知県がつくってしまうと、行政に文句ばかり言う方ばかりが集まってきて、これもまた生産性がないので、やはりアクティブシニアという、そこをしっかりとらえて、まずは、成功事例をつくることじゃないかと思います。特に今、大学を中心に大学連携型のCCRCの構想をされていますので、大学のキャンパスの中、例えば高知県立大学の体育館、あそこなんかもCCRCに変えられる可能性があるし、県市合同の図書館とひろめ市場の間の高知市の土地も非常に有効なところだと思います。まずは、高知型の成功事例をつくって、それをきっかけに広めていくというスタンスが非常に大事じゃないかと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈まんが・コンテンツ課〉

◎依光委員長 次に、まんが・コンテンツ課の説明を求めます。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まんが・コンテンツ課の補正予算案につきまして御説明します。資料②議案説明書（補正予算）の21ページをお開きください。まんが・コンテンツ課の補正予算額につきましては、857万円を計上しています。

右の説明欄をごらんください。コンテンツ産業の集積を進め、雇用の創出及び若者の定着を目指して、コンテンツ産業振興費として、コンテンツ企業の誘致情報を収集するための立地意向アンケート調査委託料15万円、企業信用調査委託料54万円、誘致活動に必要なリーフレットデザイン委託料8万円、コンテンツ企業全般に対応するコンテンツ企業立地促進事業費補助金669万円、誘致活動に必要な職員旅費などの事務費111万円、合計857万円を計上しております。

次に、22ページをごらんください。債務負担行為の追加です。

コンテンツ企業立地促進事業費補助金につきまして、3社の立地を想定し、補助期間3年間の平成30年度末までの合計4,572万円を計上するものです。

詳細につきましては、お手元にお配りしております文化生活部の議案参考資料、まんが・コンテンツ課の赤いインデックスのページをごらんください。ゲームやキャラクター、スマートフォンのアプリなどの開発といったコンテンツ産業の振興につきましては、本県の強みである漫画文化の推進と一体的に取り組み、これまで培ったコネクションを生かすことで、より効果的・効率的に進められますことから、平成22年度より当課で行っております。

資料の左欄をごらんください。これまで本県は、全国に先駆けたソーシャルゲームのビジネス創出支援や、高知県コンテンツビジネス起業研究会での情報提供やビジネスプランの磨き上げ、起業セミナーへの支援等、コンテンツ分野全般での事業化と起業化支援に取り組んでまいりました。このようにして培ってきたネットワークにより、首都圏からのコンテンツ企業の立地が2件あり、それによりまして、8月末現在で52名の新規雇用が生まれ、今年度末までにはさらに67名になることが見込まれております。

また、首都圏企業からゲーム開発、運用の受託が進み、県内初のゲーム専門会社も設立され、新規雇用が9名生まれるとともに、県内大学や高等専門学校 of 学生などによる起業化や業務拡大の動きが活発化するなど、コンテンツ産業集積の土台が形成できつつあります。

コンテンツ産業は、通信環境さえあれば大規模投資が必要でなく、地理的条件に左右されないことから、本県への誘致も期待できる産業と言えます。また、コンテンツ産業界では、海外ではなく、離職率が少なく安定性もある国内の地方に拠点を開設するニアショアの動きが出てきております。こうした市場動向や、これまでの本県のコンテンツ産業振興への取り組みにより、今年度になってからも、東京のコンテンツ企業数社から高知県への進出につきまして相談が寄せられております。この千載一遇のチャンスを逃さないようにして、コンテンツ企業の集積が集積を呼ぶ構造を目指し、これまでの成果を拡大再生産していくことが必要と考えております。

右の欄をごらんください。コンテンツ企業の立地を促進するため、コンテンツ産業の幅広い業種や業態など、業界のニーズに対応できる助成制度を構え、単に誘致を行うだけでなく、その後の人材確保や育成についての支援を行ってまいります。具体的な対応として、コンテンツ分野に特化した補助金を創設し、誘致後の支援を含めパッケージ化し、ワンストップでの支援を展開してまいります。

補助要件としましては、高知県内に拠点を設け、操業開始後1年以内に県内で3人以上の正規職員を新規雇用する企業を対象としています。コンテンツ企業は少ない人数から始めて急成長することもある業種ですから、小規模から対象として、雇用人数の上限は設けておりません。この補助金は、財務基盤が脆弱な創業時に手厚いメニューで初期投資を中心に支援するスタートアップ支援型の補助金となっております。助成対象は雇用費、家賃、通信費、設備費、事業所の改修費用に加え、コンテンツ企業の重要なニーズであります、人材確保・育成における技術的な職員研修の講師謝金や人材募集費としております。

また、県内高等教育機関と連携したインターンシップの受け入れ、県提携の人材ビジネス事業者を通じた県外中核人材の紹介、高知県へのU・Iターンの希望者の紹介、企業の雇用ニーズの教育カリキュラムへの反映等を行う産学情報交換会の開催、アイデアを事業化に結びつけるアイデアソンとビジネスプランコンテストの産学官民連携センターでの開

催などの取り組みを行うなど、人材確保・育成支援の充実を図ってまいります。

こういった誘致後の人材確保や人材育成により担い手を確保し、企業間連携による事業拡大、外商の推進による売上増、さらなる企業誘致による雇用創出という好循環を実現する支援パッケージとしまして、コンテンツクラスターの形成を目指してまいります。

以上が、まんが・コンテンツ課の補正予算の説明です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 コンテンツクラスターの形成を目指すとおっしゃっているんですけども、他県にない漫画文化とかまんが館があるということで、一体的にできるんじゃないかとおっしゃっています。具体的に例えば、まんが館との関係とか高知工科大学が出ていますけれども、研究機関、大学とのつながりが非常に大事になってくると思うんです。そこの辺を説明していただきたいと思います。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まず、まんが館との連携に関しては、コンテンツクラスターは、ビジネスの部分のクラスターということになりますので、まんが館のような文化的な施設との連携という形は、余りとることはないと思います。

高等教育機関は、先ほど説明しました、企業の求める人材のニーズにこたえた教育カリキュラムとか、インターンシップ、アルバイトの受け入れなんかを通じて育成をする形の産学情報交換会とか、活発に交流を深めながら、人材育成ではアイデアソン、ビジネスプランコンテストなんかも、高等教育機関に御協力いただきながら、コンテンツ企業が一番求める人材の育成を高等教育機関と一緒にやっていきたいと思っています。

◎吉良委員 実績はあるんですか。実際、先行してやっているコンテンツ企業にアルバイトで来ているとか、高知工科大学の先生、研究者と交流があって、そこの辺の魅力がないと、イージーだと同じような補助制度がどんどん出てくると思います。初期投資さえすれば雇用も生まれるんだということで。高知県ならではの、まんが館とのかかわりとか大事にしていかないと非常に不安定な事業になるんじゃないかという懸念があるんです。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 5月に産学情報交換会の1回目を行いまして、その後、インターンシップ、それからアルバイトの受け入れは各会社で行われております。

それと研究の分につきましても、東京から来た会社が高知工科大学にラボを設けて、高知工科大学と共同研究も話し合っているところです。

そういう形で、地元高等教育機関と一緒にコンテンツ企業をどんどん大きくしていくことで、高知県は人材確保・人材育成も含めた総合的な支援を行っていきますということ、全国のコンテンツ企業にPRしていきたいと思っています。

◎吉良委員 先日、京都のまんが館へ行ってきたんです。そうすると、国際的な交流をなされているんです。京都精華大学と共同でやっていますから、実際、漫画とコンテンツを結びつけて企業化している。外からどんどん仕事が入ってきている。学生が今アルバイト

している。そういうところを見ると、フランスなんかからどんどん来ているし、アジアの青年たちもまんが館へどんどん来て、館の中がいっぱいです。いろんな企画もやって、それこそコンテンツクラスターというのは、このあたりから出てくるという熱気が感じられたんです。そのことを思うと、生き残れるかなという思いもあって、特に高知県の売りのまんが館とか、高校生のやっています、まんが甲子園とかも、もう少しわかるように、なるほど、おもしろい、これなら行ってやる、事業としても成功していくんじゃないかというイメージが描けるような提供の仕方もしていただけたらと思ってお話をさせていただきました。ぜひそういう方向に移行なさっていただきたいと思います。それについて何かありましたら。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 例えば、今回来ていただいた首都圏の企業も、高知県が漫画にすごく力を入れてるという情報から、高知県を進出の候補に選んでくれたということもあります。先ほど委員が言われた、そういうことをつなげる形でアピールを一緒にしていきたいと思っています。

◎上田（貢）委員 関連して。2020年に56年ぶりにオリンピックが開催されるわけですが、それに向けて今、全国各地でいろんな動きがあって、実は今週末に愛媛県に行くんですけども、愛媛県は松本零士さんが出身で、今、愛媛県はどういうことをやろうとしているかと言ったら、銀河パスポートといいまして、日本には世界にも数億人のファンを持つアニメの作家が多数おるわけです。松本零士さんが、手塚治虫さんとか、石ノ森章太郎さんとか、水木しげるさんとか、宮崎駿さんとか、いろんな方に声をかけて、その方の出身のふるさとの駅を回る。全ての駅をクリアしたらプレミアムグッズがいただけて、すごくスケールの大きな企画を、今進めています。そんなことで、とりあえず8都市、8カ所を回ろうというところで、高知県がそこに入っていないんです。やはりそういう他都市と協力をして、そういったものになるべく参加して、まんが王国と言われてます高知県です。世界中からオリンピックに来ますので、そういう機会をぜひ何かしていただけたらと思います。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 漫画につきましては、ことしの2月から全国漫画家大会議とかを始めて、いろんな形でネットワークも広がっております。また、2020年に向けて、漫画とそういうネットワークを生かした取り組みを考えていきたいと思っております。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈県民生活・男女共同参画課〉

◎依光委員長 次に、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 当課からは、補正予算議案1件を提出させていただきます。

いております。資料②の議案説明書の24ページをごらんください。女性就労支援事業委託料として191万5,000円、事務費39万2,000円の計230万7,000円を計上させていただいております。

内容につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきますので、県民生活・男女共同参画課と赤いインデックスのあるページをお開きください。昨年開設した高知家の女性しごと応援室につきましては、開設から1年余りで延べ1,000件を超える相談が寄せられるなど、女性の就労を支援するワンストップ窓口として定着してきたことから、より多くの女性が就職につながるよう体制を強化しようとするものです。

資料左上の事業概要欄をごらんください。この応援室は、子育て中など将来的に求職する可能性のある女性も含め、全ての女性を対象に就労に向けきめ細かく支援する窓口として、昨年6月、こうち男女共同参画センター「ソール」内に開設をしました。本年度からは、新たに求人開拓員と福祉職場アドバイザーを各1名配置し、従来のようにハローワークにつなぐだけでなく、直接相談者と求人企業とを結びつける職業紹介の取り組みをスタートさせております。

その下のこれまでの取り組み欄をごらんください。開室以来の実績を表にしております。上から2つ目の延べ相談件数は、昨年度が526件、本年度が479件の計1,005件。新規相談者数は、昨年度196人で、本年度が213人の計409人と、それぞれ昨年度を大幅に上回るペースで増加してきており、取り組みが定着してきている一方で、就職件数は、昨年度とほぼ同じペースで推移しており、今後は、御相談に来られたより多くの女性を就職に結びつける取り組みの強化が必要と考えております。なお、この資料に記載はございませんが、相談者の年代は30歳代が最も多く約3割、次いで40歳代が2割余りとなっております。また、相談者のうち、「すぐに就職したい」または「3カ月以内に就職したい」という早期の就労を希望される方は4割余りと、働くことを希望しながらも明確な時期までは決めていない方が多いというのも特徴となっております。また、相談内容につきましても、仕事と家庭の両立や就労に向けた不安についての相談など多岐にわたっております。資料に来室者へのアンケート結果をまとめておりますが、御回答いただいた方全員が、応援室の対応を「とてもよい」または「よい」と回答されるなど、好評をいただいているところであります。

資料右側の今後の取り組み欄をごらんください。これまでの取り組みを踏まえて、今後は、御相談に来られたより多くの女性が就職につながるよう、相談者をふやす、きめ細かい支援を強化する、求人情報を充実するの3つの対策によりまして、就職者数の増加を図っていきたいと考えております。

まず、対策1では、キャリア・コンサルタントを1名増員し、相談体制を強化するものです。今回増員するキャリア・コンサルタントは、個別の相談業務に従事するほか、チー

フ・キャリアコンサルタントとして、相談者の全体的な傾向の分析や他のコンサルタントへの支援・助言を行うこととしております。これによりまして、より多くの相談への対応が可能となるようにするとともに、応援室におけるキャリアコンサルティングのさらなる質の向上も図っていきたいと考えております。

次に、対策2は、応援室の特徴であります「きめ細かい支援」を強化するものです。先ほど実績の欄でも御説明しましたが、応援室に来室される相談者は、就労を希望しながらも明確な時期を決めるまでには至っていない方が多くいらっしゃいます。キャリア・コンサルタントの分析では、そういった方は働くことへの不安や自信のなさから、あと一步をなかなか踏み出せない方が多いとのことでした。そこで、これまでの職業訓練や福祉職場の説明会といったセミナーの開催に加えて、比較的少人数で働くことへの不安や悩みを共有したり、一步踏み出した方の体験談やアドバイスが聞ける「つどいの場」を開催し、就労に向けた不安の払拭を図ってまいります。あわせて、キャリア・コンサルタントの増員により、希望職種にかかる求人が出た際により迅速な連絡や現況確認など、一旦、相談に来られた方へのアフターフォローも充実をしてまいります。

次に、対策3は、応援室に集まる求人情報を充実する取り組みです。応援室には、ハローワークや高知県福祉人材センターから定期的に求人情報が提供されているほか、本年度から配置しました求人開拓員が企業を訪問し、9月6日現在で38社から405件の求人票を獲得しております。しかしながら、求人企業や団体の業種が流通や介護などが多くを占めることから、相談者の多様なニーズに応えるため、本年5月に設立された県内経済団体で組織される高知県女性活躍促進連絡会や高知県事業承継・人材確保センターなど、民間や関係機関と連携して、より幅広い業種の求人情報が集まる仕組みを構築しようとするものです。

これらの3つの対策によりまして、女性の就労を支援するワンストップ窓口として、働くことを希望する女性がより多く就労に結びつくよう支援をしてまいります。なお、補正予算額の内訳は、増員するキャリア・コンサルタント1名の人件費や「つどいの場」の開催にかかる啓発物の印刷に要する経費などとなっております。

以上で、県民生活・男女共同参画課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 相談件数、新規相談者件数は、前年に比べて大きく増加しているのは、この数字を見てもわかるんですけども、その中で、延べ相談件数に対する就職者数の数が大体8%から4%に半減しているんです。今、雇用をめぐる環境が、有効求人倍率は直近でいうと高まっているんですけども、さっき言われる職種によるミスマッチということも含めて、なかなか就職につながっていないところがあるのかどうか。その辺をどう分析されているのか。もう1つは、就職された後、そういった方が離職につながっていない

かとか、継続して就職されているかどうか。それと、就職したときの形態が正規か非正規かがわかれば教えてください。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 確かに、相談者の伸びに比べて、就職件数は前年並みとなっております。これは、今回補正予算を検討するに当たりまして、分析をしまして、2つぐらい原因が考えられると思っております。まず1つは、予想以上に相談件数がふえたことによってキャリア・コンサルタントの時間的余裕がなくて、相談者一人一人に対してのアフターフォローが十分できていないことが挙げられます。2点目は、今年度から求人开拓員を1名配置しましたが、集めてきた求人票の業種が限定されているところがあります。相談者は、事務職、製造業、介護といった、さまざまなニーズがあるわけですが、求人票が少し偏っているところも見受けられまして、ミスマッチの傾向があることがわかりました。こうした現状を考慮して、今回、補正によってキャリア・コンサルタントを1名増員させていただいて、相談者に対してのきめ細かいフォローをするとともに、いろいろな業種の求人情報が集まる仕組みをつくっていきたいと考えております。

次に、一旦、就職された方が離職されたかどうかですが、そこについては、なかなか後追いができていない状況があります。ただ、離職された方で、離職後にまた相談に来られて新たに就職をされた方も、昨年度、何件かおられました。

それと、就職の状況ですが、開設から1年少したっていますが、業種として比較的多いのが、介護職の約22%が一番多くて、あとは病院とか保育園とか製造業、さまざまです。雇用形態につきましては、相談者が子供を預けている時間帯だけを希望するとか、午後3時までを希望するとか、いろんな方がおられます。非正規雇用が7割弱という状況になっております。

◎坂本（茂）委員 後追いはされたほうがよいのではないかと。御本人が再度、求人情報などを求めてこられると、その段階でわかりますけれども、例えば、紹介して就職につながったと。もし離職するようなことがあったら必ず御連絡をくださいというふうに、その理由は何かということ把握することによって、次に就職につなげていくときのキャリア・コンサルタントのいろんなノウハウの蓄積になっていくと思います。それはぜひ今後やられたほうがよいんじゃないかと思えます。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 今回、補正予算を検討するに当たって、委託業者とも話をしまして、県も委託業者も、最近後追いができてないという認識で一致しております。したがって、今回、補正予算を認めていただき増員ができましたら、後追いはしっかりとやっていきたいと思えます。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑は終わりますが、坂本委員から1点どうぞ。

◎坂本（茂）委員 部長にお聞きしたいんですけれども、高知県立坂本龍馬記念館の館長が退任されるというお話を聞いたんです。なぜそういうことになっているのか。今、新館建設をやって、これから新たに魅力も増して、高知県立坂本龍馬記念館がスタートするときに退任の必要性があるのかどうかをお聞きしたいです。業務概要調査に行って、いろいろお話を聞いて、次への期待を物すごくしていたんですけれども、館長が退任されるというお話を聞いて驚いたわけです。そういう情報がなぜ出ているのかということが一つ。新館スタートに向けて、今の館長がもし退任するとなったら、今の館長の企画力とか人脈とかを含めて培ってきたものがなくなってしまうわけで、それらが、新たにスタートしていくときの館の魅力を失わせてしまうんじゃないかと思ったりして、議案ではないですけども、きちんと県の考え方をお聞きしておきたいと思って質問させていただきました。

◎岡崎文化生活部長 人事に関する事なので、きちんとお話しできるかどうかと、話せる範囲もあります。館長は文化財団の職員です。その中で、70歳を超えられておられることもありまして、年齢的なところで後進に道を譲るという選択肢もあるのかなと。

それと、前々から、高知県立坂本龍馬記念館の将来像に一定のめどがつけばというお話もお伺いしておりましたので、そろそろというお話になったのではないかと思っております。文化財団の人事ですので、私がそれ以上お話しをすることはなかなか難しいかなと。

◎坂本（茂）委員 それは御本人の意思ということですか。

◎岡崎文化生活部長 御本人も区切りをつけると聞いておりますが、なお、私が直接本人からは聞いてないです。文化財団からは伺っております。

◎坂本（茂）委員 私が聞いている情報は、御本人の意思というふうにお聞きはしてないです。文化財団がどういう人事をするかは、文化財団の判断があるのかもしれませんが、館長がかわるとなったときに、これまで館長の果たしてきた役割をゼロにしてしまっているのかどうかと思ったりします。例えば、企画力とか人脈とかいったものを引き継いでいける形を、どういう形で残すことができるか。館が新たにスタートするに当たって、例えば、名誉館長だとかいう形にでもして、その力を発揮してもらおう。過渡期を乗り越えていくときに、例えば、新しい館長でいいのか、その人だけでいいのかということは慎重に考えるべきじゃないかと思えますけれども、部長としてはどうでしょうか。

◎岡崎文化生活部長 坂本委員が御懸念されることは、私もそれはあるだろうと。ただ、退任ということであれば、どうしなきゃいけないかということはあるので、きょうのお話は、こちらで私の考えを申し述べるということではなくて、そういうお話があったことを文化財団に伝えて、将来に向かって高知県立坂本龍馬記念館が大きな損失のないようにどうするかということは、話し合いをしながら進めていくべきという気がしております。

◎坂本（茂）委員 あしたも高知県立坂本龍馬記念館は、坂本龍馬のいろんな資料を含めて発表されるようにも聞いてますし、そういうことから、今、部長が言われた、人事に

よってこれまで培ってきた企画力、あるいは人脈、いろいろなものが失われないようにするためにどうしなければならないのか。今、私が言ったことも含めて、十分、文化財団と議論もしていただきたい、そのことを伝えていただきたいと思います。

◎桑名委員 坂本委員の意見もあろうかと思いますが、これは一つの人事であるし、またもう一つは、高知県立坂本龍馬記念館が今あるのは、今の館長だけの力かといったら、そうではないと思うんです。どこの組織の中でも、トップがかわればまた新しい考えが入ってくるんで、森さんをどう残すかということを経理に言うのもいかなものかと思うんです。やめることを今、初めて聞いたんですけれども、新しい血が入って、新しいものの考え方が入って、新しい高知県立坂本龍馬記念館ができるほうにも期待をしたいと思えますし、そういった意見もあったということ伝えていただきたい。

◎吉良委員 人事のことで、部外の者にその人事が適切か不適切かも含めて流れること自体が、私は余り好ましい状況ではないんじゃないかと思うわけです。非常にこれもセンシティブな問題で、どうということは言えないと思うんですけれども、余り正常じゃない状況になっているんじゃないかと思えます。これは丁寧に、現在の館長にもお話をお伺いする。文化財団の意向もきちんと、県としてもお聞きすることが今は求められていると思うんです。うわさが流れるというのは非常にゆゆしき問題だと思います。ぜひそこら辺については県が対応を急いでいただきたいと思えます。

◎岡崎文化生活部長 3人の委員の御意見を頂戴しました。それぞれに私も考えるべきところはございますので、文化財団としっかり話をしていきたいと考えております。

◎依光委員長 以上で、文化生活部を終わります。

#### 《公営企業局》

◎依光委員長 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について、公営企業局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思えますので、御了承願います。

◎門田公営企業局長 公営企業局から提出をさせていただいております議案は、第3号、平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算です。

資料①高知県議会定例会議案（補正予算）の最終のページをお願いします。

鏡川工業用水道の配水管の改修工事に必要な経費としまして、4,017万6,000円を計上しております。ことし4月に孕東町で発生しました漏水事故につきまして、現在、緊急工事で対応しておりますけれども、安定的に工業用水を供給するため本格的な改修工事を行うものです。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈電気工水課〉

◎依光委員長 電気工水課の説明を求めます。

◎右城電気工水課長 平成 27 年度工業用水道会計の補正予算を御説明します。

資料②平成 27 年度 9 月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の 90 ページをお願いします。

3、補正予算内容の説明、資本的収入及び支出の支出です。第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費、第 1 目、有形固定資産として、一番下の行の鏡川専用構築物、具体的には説明欄にありますように、鏡川工業用水道配水管改修工事として 4,017 万 6,000 円を新たに計上するものです。

危機管理文化厚生委員会資料、平成 27 年 9 月定例会（議案参考資料）の赤ラベル、電気工水課の A 3 図面を御参照ください。鏡川工業用水道の管路を示す平面図です。

ことし 4 月 15 日に、赤丸で示した箇所、孕東町の市道潮江 9 号線で漏水事故が発生しました。その際は、緊急工事により補修金具を取りつけて復旧しております。この配水管は 6 メートルの鋳鉄管を接続して敷設しておりますが、特に漏水が発生した管の劣化が著しく、再度漏水事故の発生する危険性が高いと考えられますことから、早期に改修工事を行う必要があります。また、この配水管は昭和 41 年度に敷設しておりますが、その後、当該箇所で山側に L 型擁壁が設置されて、その底盤の下に管路が位置することとなっております。復旧のため、L 型擁壁底盤の下を掘削し潜り込むことは、不測の時間を要するだけでなく、擁壁が傾く大きなリスクが想定されます。そのため、配水管路を L 型擁壁延長 31 メートルの底盤下を通るルートから少し海側に外したルートに変更する、バイパス管路、延長 51.6 メートル、これを敷設することとしております。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案 2 件、条例その他議案 4 件について、これより採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 異議なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

第 1 号議案「平成 27 年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成議員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 1 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号議案「平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成議員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号議案「高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成議員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案「消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案」から、第12号議案「療育福祉センター・中央児童相談所改築南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上3件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 異議なしと認めます。それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。第10号議案から第12号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成議員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案から第12号議案までは、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎依光委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案4件が提出されております。

まず、「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」が、自由民主党、県民の会、公明党、くろしお無所属の会、新風会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ うちが入ってないですけども、文言の訂正をしていただいたら賛成できると思うんですけど。

- ◎ 5行。
- ◎ 「新しい教育」ね。
- ◎ 何かわからんのでね。
- ◎ 「新しい教育」というのは、例えば、高知西高校に併設中学校が今度できると。高校は、国際バカロレアコースなんかがあると。これは、公立高校はそういう国からの支援でできるけれども、私学がこれと同じことをやろうと思ってもできんわけよ。だから今、私学は「新しい教育」ということで、まず第一に英語教育の改革。これは、平成28年度学習指導要領の改訂に基づく改革ですね。それと2番目が、アクティブラーニング教育の実施。そして3番目が、高大接続改革による、いわゆる新しいセンター試験の変更。それと4番が、学校のICT化。これは、私学の進めようとする「新しい教育」になります。この部分をこれへ書き込んだら、理解が得られるんじゃないかと思しますので、それを「新しい教育」、つまりこの4点を書いてから一緒にそれをそろえたら御理解がいただけるのではないかと。
- ◎ それと、この修学支援金の修は、修めるじゃなくて就くです。
- ◎ ほんで、上でその新しいと言うんで、そこはそれでいいですね。下も本当は、この「新しい教育」を消しても。要するに格差が広がってくるということがわかればいいわけですので。ここを、専門学校を含めてそれがわかるようにしていただいたら、私の会派は大丈夫です。
- ◎ 文字の訂正とこの文章を具体的に入れると。
- ◎ 一任します。

◎依光委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、「ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書(案)」が、公明党、自由民主党、県民の会、くろしお無所属の会、新風会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ うちも大丈夫です。

◎**依光委員長** それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することにしたします。

次に、「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）」が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

◎**依光委員長** 御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ これは会派で話し合ったときに、全体的な内容はいいんですけども、「地域の実情に応じた医療体制の確保を求める」という前段も大きく書いてるんですが、最後のところが、「地域医療介護総合確保基金の確保」というような、願うところがぐっと狭くなってきてるんじゃないかという声があったんです。

こうやって読んでしまうと、何か基金の確保と運用を強く要請するところなんですけども、もっと大きいことを求めているんじゃないかという表題とかは、ここはもう書き方の問題なんですけども、当初もらったときには、基金の確保という、この言葉は入ってなかったですよ。

◎ それ、訂正して上の。

◎ 何かちょっと考えてください。

それと、ちょっと細かいところですが、「地理的条件や」という中段のところありますよね。地理的条件何とか。病床削減を強いることはと言うのではなくて、強いるのであればという言葉のほうが優しくなるんでないんですかということです。

◎ うちもそこはちょっと引っかかっちゃうんですが、言葉的に、国が一方的に病床削減を強いることはというのは。

◎ それと、そこの下のところ、結果的に3行下か、「結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねない」という、この表現というのはどうなんでしょうね。

◎ 後退とか。地域の医療体制後退。

◎ 結果的に、地域の医療提供体制。

◎ ほんなら後退ね。えい言葉やね。

◎ では、また一任します。

◎依光委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、「子どもの医療費無料制度を創設し国庫負担軽減措置の廃止を求める意見書(案)」が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 異議なしと認めます。

御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ 自民党も、文言修正ができればのみたいと思ってます。表題のところ、子どもの医療費無料制度というんですけど、子どもというたら18歳までなんで、これを全部無料制度となると、ちょっと莫大な財政負担というふうになるので、このところ、助成ということに変えていただければのめるとのこと。

◎ 医療費助成制度ね。

◎ 新たな医療費助成制度とか、あと細かいところあるんですけども。

◎ 子どもの新たなという表現でね。

◎ 「医療費助成制度を創設し国民健康保険の」って入れたらわかりやすいんじゃないかと。国民健康保険の国庫負担減額調整措置。調整と。ちょっと細かいところがあるんですけども。

◎ ちょっと直してもらいたい細かいところがあるんですが、それをどうしよう。

◎ 正副一任で。

◎ のるということで。御了承いただけたら。

◎ ちょっと言葉が足りるところとかは入れさせてもらって。

◎ うちも、これ内容的には正副の四国議長会なんかでも、国に対しての要望をしている内容ではありますので、基本的にはのる方向でいいと思いますけど、ただ、やっぱり表現

的に、気になるところがあるんですね。何か所か出てくる「国庫負担金を削減するペナルティーを科している」という表現ですね。下のほうにも「地方単独事業のペナルティー問題」とかとありますけども、これをペナルティーととらえるのか。

削減する、措置を課しているとか、そういう表現のほうがいいのかなど。

- ◎ その表現を、これも正副のほうで調整いただけなのであれば。
- ◎ うちは大丈夫です。
- ◎ それでいくと、この直ちにというのもちょっと訂正というか、ペナルティーは直ちに廃止することを強く求めると。
- ◎ 直ちにもちょっとやわらかく。

◎依光委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。それでは、あす、あさっては休会とし、13日火曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(15時4分閉会)